

ことは、武装を放棄し、恒久の平和を願う日本の前途に暗影を投じたものであります。

吉田総理は、外交のことは軽々しく口にすべきでないと言われております。このことたるや、われくもきわめて同感であります。しかば、單独講和、中立放棄を思わずごときを運動について弁解の余地はございません。(拍手)外交問題は、實に全國家、全国民をあげての重大問題であります。いやしくも一党一派の独占すべきものではありません。外交問題につきましては、各党各派はその政争の外に置き、互いに胸襟を開いて祖国の運命のために協力すべきものであります。われわれは、かねてより超党派外交を提倡し、國論の無用な分裂を防ぎ、举国一致の团结を確保するために、必要あらば党首会談のごときことすら行へしと主張し、現在においても、この信念を堅持いたしております。(拍手)しがるに、この重大問題に対する吉田首相の態度は、あたかも本問題を首相個人によつて独占し、他党はもろん、国民の輿論すらも聞かざるところである。この政策は、あまりにも他国にのみ依存し、日本国民の眞の声を忘れた事大、卑屈の態度といわねばなりません。日本国民の眞の声は、平和と中立と、そのための日本国のが完全独立の回復であります。かくのことき世界の正義に通ずる国民の叫びを無視して、まったく自主性を失つて、いたずらに投機的に一方に偏する政策を推進するならば、まさに日本人の良心は政府によつておおわれ、國際信用の回復を遅延

向を譲ることは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)
さらに吉田内閣の財政経済政策に至つては、まつた、総合的経済計画を喪失した、その日暮しの御都合主義であると申されねばなりません。(拍手)貨幣の安定、インフレの収束のみに重点を置いた弱肉強食の自由放任政策のため、そのしわ寄せは必然的に中小企業者、農民及び労働者の生活を脅威することとなつたのであります。ことに本年度予算の審議を通じて国論の反撃を浴びた国債償還千二百八十億の計上のごとき、しやにむに強行する結果は、そのことの不安が心理的に産業界に重大な影響を與え、また現実にデフレ現象を一層深めて、不景気を深刻にしているのであります。(拍手)

まさに苛斂誅求に国民を泣かしめるものがあります。（拍手）なおまた、法案の審議を通じ予期以上の重税の賦課が明らかになつた今日におきまして、地方税反対の声はほんとはいとして全国をおおい一つあること、けだし当然であります。（拍手）しかも、この悪税法案の通過を国会の終末に強行せしめんとする政府の企図は、文字通り弱い者いじめのはなはだしいもので、民意に対する挑戦をあえて行わんとするものと感ぜざるを得ないのであります。

これを要するに、政府は諸般の施策とき綱紀紊乱を惹起していることは、ことごとく当を失し、あまつさえ五井産業事件を初め、鉱工品公團事件のごときの反動的傾向の著しい内閣が引き続き施政を担当するならば、吉田首相の独裁的性格と、自由党的多数を頼む横暴によつて、健全なる民主政治の發展はどういて期待することができますないであります。（拍手）ここに野党各派は、國民の声を代表し、野黨当然の責務として、かかる内閣の存在はもはや一日も容認すべからぬことを痛感し、あえてここに吉田内閣を信任せざることを明確にせんとするものであります。（拍手）

衆議院は、吉田内閣を信任せず。右決議する。

有力意見がありさえすれば、國民の代
表である国会の審議などはどうでもよ
ろしいということなんです。吉田内閣
の御ために、日本の国会は、今やかつ
ての翼賛議会以上になりつあります。
(拍手)これで日本の政府とは聞い
て驚くばかり。日本国民の主権を失わ
せておるもののは、すなわち吉田首相そ
の人なんだ。(拍手)

第二は、講和に対する吉田内閣
の一々態度であります。講和と独立の
は二つの道はありません。その道はただま
一つ、ボツダム宣言に基く全面講和を
獲得するために全國論を統一し、全國
民をあげてこれに奮闘努力することで
ある。しかるに吉田内閣は、さきに單
独講和を主張しておりましたが、今國
会におきましては、あるいは多數國講
和を口にするかと思えば、あるいは戦
争終了宣言を期待したり、あるいは條
約なき講和を企図したり、ます／＼國
民を混乱に陥れることに努めておりま
す。どうしてその都度その言うことが
わかるんでしよう。しかも、どうかわり
ましても、全面講和ということだけは
決して口にいたしません。これはなぜ
でしょう。(拍手)それは吉田内閣が、
日本の独立の問題である講和について
も、例によつて日本のため行動して
いるのではなくして、國際独占資本の
反ソ反共政策を日本に実行しようと
おるからだ。(拍手)その証拠に、講和
を口にしなから日本を外國の軍事基地
にすることに協力しておるのは何のた
めだ。(拍手)また講和を口にしなが
ら、講和の当の重要な相手国であると
ころのソ同盟や中国に罵罵雜言を浴び
せ、しかも、あのすさまじい反ソ反共
宣伝にうき身をやつしているのは、一
体だれに頼まれているのか。さらに講
和後も未長く占領軍に日本にいてもら
いたいというような、こんな講和を主

が示すように、明らかに吉田内閣を帝國主義者として彈劾しております。このほか、世界を包む巨大な平和擁護運動と民族解放運動に参加しておる数億の人民がおります。この勢力はアメリカにもあります。これほど大きな世界の平和勢力、特に偉大なる平和の基地ソ同盟にたつこうとする吉田内閣は、蠕蟲のおのを振るような状態であります。(拍手)発言する者あり日本国内においても、平和と全面講和を要求し、戦争に反対する者は、科学者、芸術家、労働者、学生、青年、婦人の間にみなぎり、四月一日から六月末にかけて行われまする平和投票運動は、今や全国の工場、学校及び家庭、さらには各市町村に広がりつつあります。皆さん、千葉県の九十九里の片貝町の町民や漁民は、今何のために闘っているか。市長選挙に次いで行われました去る二十一日の京都府知事選挙において再び民主統一戦線が勝利をした事実を、吉田内閣は何と見るか。これこそ吉田内閣の政策に反対し、平和と独立を欲求する日本の人民の勝利であります。(拍手)実際に吉田首相がもじ名将ならば、昔のことわざではないけれども、桐一葉落ちて今や自分の命運をさるとべきときが来たのだ。(拍手)平和と独立のため、そして日本民族の有史以来の危機を救うために、わが党は日本の愛國的全國民に対しまして、日本の民主民族戦線を提唱している。中国人の勝利も、この方法によつて得られました。日本の人民の勢力も、巨大な世界の平和勢力と結合させ、やがて何ものでも圧倒する力になることは必至だ。(拍手)日本の民主民族戦線は必ず勝利する。日本の民主民族戦線の勝利のために、世界の平和と民族の独立のために、わが党は吉田内閣の即時退

陣を要求いたします。(拍手)われくは、ただに議会において要求するのみではない。議会のそとにおいても人民を結合して、必ずや吉田内閣、その反動的勢力の一掃のために徹底的に闘うことがあります。

(拍手)われくは、皆様方御承知であります。〔発言する者多く、議場騒然〕
○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたしたものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政党が国民に公約したところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたしたものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたるものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

(拍手) 申しますと、新たに結成され

ましたところの国民民主党の委員長た

る吉田地君に対する非常なる敬意を表し、きわめて慎重なる態度をもつて

苦米地委員長の中される言々句々拜

聴いたものであります。

私が申すまでもなく、皆様方御承知の通り、内閣を退却せしむる三つの道

があります。政党内閣のものにおい

て、三つの道以外に内閣を退却せしむることはできません。その一つは、御

承認のごとく内閣自体が、與党の少數

党によることによつてこれを失うこと

であります。もう一つは、内閣の生命

を賭する重要な法案が衆議院におい

て敗れました際であります。次にもう

一つ内閣を退却せしめる方法は、内閣

に對して、諸君の御提案のごとく不信

任案を提出する場合であります。もち

ろん、この不信任案を提出するにつきましては、その内閣を支持するところの政

の政党が国民に公約したところの政

の生活の安定に對しては、実は食糧の

政策を実行しましたわざりし場合であります。(發言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君)……(発言する者多く、聽取不能) 聽濤君の発言中不穏當の言葉があれば、速記録を取調べます。

これより討論に入ります。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 私は、ただいま議題になつておりまする吉田内閣不信任決議案に対して、自由党を代表して反対の意思を表白するものであります。

問題はほぼ解決されました。衣料の問題もほぼ解決されましたが、住宅の問題はまだ完全とは申されません。木材、家屋建造の制限を撤廃いたしましたて、これに對しても百数十億の予算が計上されたことをこらんになりました。ならば、いかに国民生活の衣食住に対しても吉田内閣が注意を拂うかといふことが、わかりであろうと思うのであります。(拍手)

外交上は相提携しなければならないと言つて國論を統一しております。英國においてもその通りであります。もし苦米地君が、眞に國家を思い、今日の現状を洞察して、一日も早く講和條約の成立を希望するならば、吉田内閣を支持することあつてしかるべきであることを、特に新党的委員長である苦米地君に御参考を煩わしたいものであります。(拍手)

さるに皆様方に申し上げます。近ごろ永世中立というような議論がありますけれども、第一次世界戦争、第二次世界戦争の歴史を皆様方御承知でありますようが、ルクセンブルグやベルギーがいかなる状態になつたかをお考なさいましたならば、日本の周囲に冷たい戦争が行われておるとき、永世中立などということは、いかに夢見てもも、一種の痴人の夢にひとしいものであるばかりでない。もし中立を維持しようとするとならば、その国において、独自で四隅の状況に対立し得るところの力がなければ永世中立などということとは維持できるものでないということを、この場合によく銘記していただきたいのであります。

ものであります。そればかりでない。日本が中國や朝鮮北部のこと、ならざることを希望するものであるならば、現在の吉田内閣のとつておりますことは、すべてこれを肯定しなければならないことを御承知なさらなければならぬのであります。聽濤君の御演説については、全国民に判断させた方がもつと正しい判断ができると思いまして、これ以上聽濤君の演説を問題とせざる方が私としては正しいことであると思ひます。

これをもつて私の決議案に対するところの反対の意図はきわめて明瞭である。必ずや皆様方御同意くださることと確信いたすものであります。(拍手)

○謙長(常原喜重郎君)　ただいまの植原君の発言中、言葉の間違いがあつたようになりますから、速記録を取調べの上……。

「間違いとは何だ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然、聽取不能

○謙長(常原喜重郎君)　ただいま議長の宣言は……(発言者多く、議場騒然、聽取不能)不穏當の言葉があれば、速記録を取調べの上適当の措置をとることといたします。

三宅正一君

〔三宅正一君登壇〕

を要求しつつある国民大多数の旨を代表いたしまして、吉田内閣を弾劾せんとするものであります。(拍手)われくが吉田内閣を糾弾せんとする第一の理由は、講和外交に対する誤方針についてであります。平和国家として、世界の歴史にまだかつてない特殊な地位を宣言したわが国として、講和会議こそは國家永遠の運命を左右する重大な分岐点であつて、もし一步誤るならば、非武装、中立、平和の国は蹂躪せられ、再び人類相剋の悲惨なる戦争に巻き込まれる危険があり、平和追求の理想は一朝にしてくずされるのであります。今や日本国民は、平和主義を堅持する立場から、こそて全面講和、永世中立、列国による安全保障並びに軍事基地化反対を信念化しているのである。(拍手)この線こそ、マッカーサー元帥のいわゆる東洋のイスたれという声明にこたうるものであり、かつ日本国憲法の大精神を守るゆえんであります。

かかるに吉田内閣は、単独講和やむなしと解さるがごとき意向を表明し、またわが国の軍事基地化についても、世上の疑惑を一掃する何ら明確なる態度を示していないのです。しかも、国民および国民の代表である国会において講和に関し十分論議せらるべき遺憾に存するところであります。（拍手）かかる吉田首相の態度は、講和会議に対する國論を二分し、平和主義に基く国民的信念に一大動搖を與える結果となるのであって、吉田内閣の重大な責任といわなければなりません。かかる吉田内閣の態度こそは、平和を愛する国民の期待を裏切ることはなはだしきものであつて、かくのごとき政府をもつて講和会議に臨むことは、心ある国民の断じて賛成し得ないところでありますと信ずるのであります。（拍手）

党内閣の経済政策が、国民大衆の犠牲において大資本に奉仕する、良心を失つた資本主義的政策であることは、すでに何人の目にも明らかな事実であります。(拍手)

池田大蔵大臣は、渡米の重要な目的の一つをドッジ・ラインの修正に置き、それに必要な資料を携えて行つたそうであるが、参議院選挙日当のゼスチニアでなければ仕合せであると存ずるのであります。(拍手)また池田大蔵大臣の渡米その 자체は、政府みずからデフレによる深刻なる現状を確認するに至つた何よりの証拠でもあるのであります。しかも、経界の症状は、よいよ悪化して、産業は危殆に瀕し、国民の間には経済的破産による自殺者を続出し、黒質なる經濟犯は日を追うてはなはだしくなりつゝあって、かかる事態を招來した吉田内閣の誤れる経済政策と対策の貧困とは、国民の名において断固として糾弾しなければならぬものであると存するのであります。(拍手)

第三に、吉田内閣は、その労働行政において極端なる反動政策をとつてゐるのであります。かつて吉田首相は、労働運動の指導者をさして不逞の徒と呼び、その反動的性格を暴露したのであります。が、最近の吉田内閣の労働政策は、このような素朴にして幼稚なる表現をもつて無用の感情を刺激するかわりに、組織的かつ計画的に労働運動を抑圧の手段をめぐらし、憲法に認められた労働者の基本的権利を大幅に制限するのみならず、労働者の人間として生活する権利を拒否し、法律によつて定められた給與改訂に関する人事院の勧告を無視し、中労委による仲裁裁定の実施を認めず、一年余にわたつて六千三百円ベースのくぎつけを施行し、二次にわたる国鉄裁定を否認して、そ

の間国会の承認を求めるについて、政府の一方向的解釈をもつて押し通し、さらにはまた裁判所の判決にもかかわらず、これを反省することなく、あくまで抗弁を続け、さらにつまづから法規を蹂躪して、てんとして恥じざるの状態の勞働者に至つては、賃金の遅欠配当もあります。その結果は、生計費の懸念と伴つて実質賃金は低下し、公務員の生活はいよいよ窮屈し、さらに民間の勞働者に至つては、賃金の遅欠配当によく深刻に、かつ普遍化してしまった失業の脅威にさらされている現状であります。それらに対して、政府は何ら対策の見るべきものなく、労働者はまったく餓死線上を彷徨して、しかも絶えず失業の脅威にさらされているのであります。しかも民主的労働組合は、法内闘争のわく内において相手を蹂躪し、法規を無視する非合法の態度に出でているのであります。これが、これに対し、政府はみずから憲法上を彷徨して、吉田内閣の動きはまったくアッショ的な行為ともいいくべく、かくて産業不安はむしろ政府によつて激成されるという状態にあるのであります。(拍手)すなわち、労働政策に関する限り、吉田内閣の動きはまったくアッショの真のない手である労働大衆を敵とする吉田内閣に、民主日本の経済再建を担当する資格はまったくないものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

次に農村に対しては、さきの第六回国会において森農相の不信任案が上程されましたが、明らかにされましたように、転換期のこの重大な農政に対して、吉田内閣はほとんど無為無策であり、全国六百万農家を一大不安に陥れているのであります。しかも、農村に対する国家支出はますますこれを縮小し、農村民主化、農業再建の基本たる農地改革は、地主勢力の温存の底意をもつて打ち切りを策せられ、農業協同組

次に、政府の大資本中心の集中生産方式の強行と、中小企業に対する対策の欠如とは、工場数の九八%を占める中小企業者の没落を早め、彼らの間に日々自殺者を出していることは眼前の事実であります。吉田内閣は、中小企業のために三月危機を叫んで警告を発した鰐川中小企業庁長官を徵戒免官とし、中小企業者の五人や六人自殺してもやむを得ないと放言した池田蔵相を、国会会期中をしり目に渡米せしめたのであります。この対照的事実こそ、吉田内閣の中小企業に対する考え方を最も明らかに示すものであります。しかも、政府によつて免官せられた鰐川氏が、過激の京都府知事選挙において、保守勢力を破つて快勝したことは、すなわち吉田内閣に対する国民の不信任の意思が大衆的に表示された何よりの証拠であると信ずるものであります。(拍手)

さらに政府は、今回税制改革を行つて国民の負担を軽減すると称しているが、国税においても、地方税においても、上に軽く下に重い、露骨な勤労階級收奪の税制であるに加え、地方税法中附加価値税のこととき、政府みずから十七回にわたり修正案を用意せるがごとく、なま煮えの税制であり、政府は課税の客体を正確に把握できないために、幾ら増税されるか、大きづばなく推測的な予算を組まなければならぬといふ、國民も政府もどれだけ増税されるか判断に苦しむような課税を行おうとしているのであります。従つて、この原案がそのまま通りますならば、国民の多數、ことに少額所得者が負担の課税を予想されるものもあつて、産業の破壊はもとより、増税に伴う物価の

値上がりによつて、国民生活の破綻を招くことは、火を見るよりも明らかであります。しかも、現在政府のなすところを見るに、国民に対する徵稅政策はいよいよ／＼はげしく、一部に莫大な税負担者が見られる反面において、多数の良心的な国民は、差押え、公売の声に脅かされて、身を切るような負担を余儀なくされ、吉田内閣の苛政とらよりも恐るべきものあることを、身をもつて体験しつつあります。（拍手）

このように、対外的には日本の将来における国際的地位を危うからしめ、国内的には産業を破壊し、国民生活を犠牲にしてつある吉田内閣の施政の実際は、民主主義のルールを蹂躪し、独裁反動の反労働者的、反農民的性格を露骨化したものであつて、與党たる自由党が、最近党名を変更して民主の文字を削つたことも、その意味をわめて深長なるものがあると考えるのであります。（拍手）すなわち吉田内閣は、給與改訂に関する人事院の勧告、國鐵に對する中労委の裁定、食確法の一部改正にからむる政令の実施、二、三重要人事の、農林行政人事の不始末等、法規を蹂躪し、世論を無視し、国会の權威を傷つけること枚挙にいとまなく、しかもこれを強行するに国会における多数の威力をもつてし、進んで審議権を放棄するがことき態度をとつてゐるのであります。かくのごときは、せつかく新憲法のもとににおいて根を張りつゝある民主主義的傾向を根本からくつがえすものであつて、自由党の前身ともいふべき、かつての政友会の原、高橋内閣の絶対多数の後に憲政の危機を招來し、犬養内閣の絶対多数の後にアシズムの擡頭を許したがごとく、吉田内閣の絶対多数がかえつて暴力政治の温床となることをおそれるものであります。

最後に、吉田内閣の時代錯誤的な政治的責任を述べます。吉田内閣は、官僚依存の権力的観念と、多数の仮面で隠された独裁的傾向によって、政治的にも社会的にもその腐敗堕落を来しつつあることは理の当然であります。すなわち、五井産業事件・金相哲事件・都市不動産事件等にからむ幾多のスキヤンダルを生み、各種公団における不正事件続発等の綱紀紊乱は、また吉田内閣の本質的性格から來たものであります。その政治的責任は明らかであります。

昨年一月の総選挙において、国民が吉田内閣に二百七十名の絶対多数を贈えたのは、その国民的背景の上に國の自主権を回復し、国民の利益と生活を向上せしめんがためであります。しかるに、吉田首相の傲然たる態度は、国民の期待に反し、自主権回復の方向に向けられずして、ひたすらウルトラ・イエス・マンに終始し、その多数の感力は国民党衆に向けられて、むしろ国民を押えるために悪用されつゝあるのが、今日の絶対多数の姿であると考えるのであります。(拍手)

われくは、以上取上げました幾多の兆候によつて、民心すでに吉田内閣を去つたと断言できるのであって、来るべき参議院選挙を待たずして退陣すること、むしろ政府のために賢明であることを申し上げまして、ここに本決議案に賛成する次第でござります。

(拍手)

○議長(幣原宣重郎君) 本間俊一君。

〔本間俊一君登壇〕

○本間俊一君 私は、自由党を代表して、議題となつております内閣不信任案に対しても反対の討論をいたさんとするものであります。

ければなりません。吉田内閣成り立以来、生産は増大し、物資は豊富になりました。輸出は飛躍的に伸暢し、物価は安定し、実質賃金は向上しておるのであります。これは正確な統計に基いて申し上げますならば、工業生産については、社民連立内閣当時の二十二年末に比して、二十四年末は倍額に近い増産を示し、輸出は二十三年が二億五千八百万ドルであつたにもかかわらず、二十四年は五億二千万ドルと倍額の躍進を示しております。実質賃金は、二年平均を一〇〇といたしまするならば、二十四年の平均は一九八と向上了いたしておりますのであります。これは統計が明確に示しておるのみならず、われわれが日常生活において身近に感じておるところであります。これを称してデフレとあえて言うならば、野党の言ういわゆるデイスインフレとは、まさに悪性インフレそのものを指さしておるものと言わなければならないのであります。(拍手)

てデフレとの認識の上に立つて、今まで往時のこときインフレ政策をとるならば、わがやみ経済は底知れぬ悪性インフレの奈落に落ち込むことは火を見るより明らかと申さなければなりません。われくは国民党大衆とともに、片山、芦田内閣当時のインフレ不安と生活の困難を、なまくし記録として忘れておらないのです。

また野党は、口を開けば金詰まりと不景気を言う。「その通り」と呼ぶ者あり。経済が正常化すれば、インフレやみ景気が後退することはやむを得ません。また從来のわが國経済が、インフレと、拙劣な統制と、やみによつて著しく不自然にゆがめられていただけに、安定によって若干の整理現象を起すことも過渡的には避けがたいところであります。この整理的現象を一日も早く收拾して、すみやかに正常な発展に導くことが現下の経済政策の核心をなすものであり、わが吉田内閣は、これに向つて最善の努力を傾注いたしております。すでに二十五年度の予算においても、国及び地方を通じ、実質的には八百億以上の国民負担の軽減を断行しつつも、一面において建設的経費を、前年の倍額に近い二千百億円計上しておる事実を見ましても、安定から本格的復興発展に大きく前進したことが明瞭であります。当面の一時的金詰まりは、この予算を機動的に運用することと、見返り資金、預金部資金を効率的に活用することにより、その他適切な金融施策の実行により間もなく緩和され、正常な金融の循環が確保せられることを確信いたしておるのであります。

山、芦田内閣時代におけるインフレ中毒、やみ中毒によるものであります。一体片山、芦田内閣が、わが中小企業に対し何を與えたでありますか。それは阿片のこときインフレと、やみ経済ではなかつたであります。これによつて偽装され、隠蔽されていた中小企業の本質的な弱点が、経済の正常化とともに表面に露呈されて來たことも、また避けがたいところであります。これを教い、再建へ導く道は、中小企業の經營の合理化、技術の近代化、再編成等によつて、國際自由經濟の中につても十分競争に耐え得る基礎を強固にする以外にその道はないのであります。わが吉田内閣は、この正道を強く進みつあり、その前提として、さしあたり当面の金融緩和のため、百億円に上る政府余裕金の動員活用を始め、見返り資金の協調融資、日銀別れわく融資の拡大、商工中金、農林中金等の資金の拡充等適切な対策を着々実行しつつあり、また今回の税制改革にあたりまして、特に農業者や中小企業の負担を大幅に軽減いたしておるのであります。中小企業の眞の味方は、これに正しい道を與えるわが吉田内閣であり、インフレの甘い望みをもつて誘惑せんとする野党の諸君こそ、むしろ中小企業の敵なりと言わなければならぬのであります。(拍手)

救う手段は、農地の改良、経営の有資
多角化、農産物価格支持制度の確立、
適地適作等の施策を総合的に推進する
ことであり、吉田内閣の政策の中核
もここに存することを確信いたしてお
るのであります。

二十五年度の予算は千二百億の債務
償還費を計上いたしておるが、これに
対して、今困つてゐるのだから、古い
借金を返済するよりも、政府の仕事の
手を広げて、全部使つてしまえ、そぞ
でなければ税金を負けると主張する。
しかしながら、われくへは、先の見境
もつかずに財布の底をはたいてしまつ
根性にはなれないのでありまして、今
収入の全部を使つてしまふ予算を組め
ば、国際情勢の変化によつて予断を許さ
ない経済的変動に対し、何らの
彈力も用意も持たないことになるので
あります。税金を安くする方向が正し
いことは、うなづけるにいたしまして
も、今の徵税の一つの欠点が、年度の
終りに集中して行われるところにある
のでありますから、一度減税予算を組
んで、それが足りなくなつて追加予算
を組むということは、この欠点をさら
に大きくることになるのであります。
から、年間の金融情勢の推移を見て、
債務償還の必要がないと認めた場合、
年度の終りに臨んで減税をすることに
なるのが、この欠点を矯正することに
もなるのであります。予算にある程度
のゆとりを持たせることは、それ以外
の経済のまだ彈力性を失つておる今
日、安定のための不可欠の條件ともい
えるのであります。

雇用量の拡大をはかるために外資の
導入をいたさなければなりませんが、
資本の導入はたちまちに植民地化なり
と独斷し、池田大蔵大臣等が、わが國
経済の実相を伝えてワシントンの有力
な人々と懇談するのに難くせをつけ

るというような根性では、今日の日本の経済的復興をともに語る資格がないものといわなければならぬのであります。（拍手）野党の諸君は、それはわれわれの選挙対策なりと非難するかも知れないが、今かりに一步を譲つて選挙対策であろうとも、日本の実情をアメリカの指導者に十分理解してもらつことは、わが国経済のためきわめて必要なことであります。その收穫のいかんにかかわらず、進んでなすべき事柄であります。

野党の諸君は、口を開けば吉田内閣の重税を攻撃する。それには多少の理由なしといたしません。なるほど一九四年度予算は、前年度に比較すれば四割弱の増加となつておられます。しかし、それまではどうであつたでありますか。二倍以上に年々増加の一途をたどつて來たのであります。そのたゞことに、国民に重い税を課して來たのであります。片山、芦田内閣のもとで、年々額以上にふえて來た予算を、吉田内閣の手で、やつと四割ふえたのみにとどめることができたのであります。さらに二十五年度はどうでありますか。前年度よりも八百億円の予算を減少いたしましたのであります。長年にわたり膨脹化を続けていた予算が、わが吉田内閣の手によつて初めて少くなつたのであります。予算が減れば初めて税を安くすることができるが、これが減税また減税を実行することができ、苦しみながらも、やつと今日たどりついたのであります。日本は、吉田内閣が統く限り、これからは減税また減税を実行することが、やつとできるようになつたと申さなければなりません。（拍手）

われわれは、公約した取引高税を認め、織物消費税を撤廃し、不動産取得税をなくし、入場税並びに物品税の軽

減を行い、多くの税目を整理し、破産の危機を免れました。市町村税の区別を明確にして地方自治の確立をはかったのであります。国税の減つた一部を地方税の增收に充てるのは当然の処置と申さなければなりません。地方税は新税が多いから、野党の諸君の指摘をまつまでもなく、増徴に陥る危険なしとしないのであります。しかし、その金はどこへ行く金でもあります。県会や市町村会が冗費を節約し、適切に運用すれば、政府の施策の調整と相まって、その弊害を是正することが可能であります。野党の諸君は、單に地方税に反対を呼びながら、改善案を吹聴いたしておられます。が、それは描いたものであります。すき腹を満たすことはできないのであります。そのものを、うまくうまいに描まして、その力を、うまくそれを実行力を持つておるのであります。(拍手)野党は、みずから審議権を放棄しておいて、その議事引延ばしの妨害工作が多数決で敗れたからといって、それが多數の暴力なりといふに至りましては、議会政治の常識をわきませんものとして攻撃しなければなりません。(拍手)

決方式を主張しているのに、ソ連は四箇国方式を主張して譲らないからありますことは、皆様も御承知の通りであります。(拍手)ソ連の方式に従えれば、米、英、ソ、中の四箇国は極東委員会の常任理事国でありますし、いわゆる拒否権を持つておりますから、一国でも反対すれば、物事は一つもきまらないであります。しかしに、最近アメリカにおいても、講和會議に参加しない国がかりにあつても日本と講和を締結すべしとの輿論が高まりつつありますことは、外紙のひとしく報するところであります。イギリスにおいても、きょうからロンドンにおいて英連邦諸國対日講和運営委員会が開かれ、対日講和の氣運が著しく醸成されております。一方ソ連も、去る二月公表いたしました中ソ友好相互援助條約の第二條において、対日講和の早期締結を表明いたしておりますから、ソ連を今全面講和が可能のように思うのも全然理由なしとはいひたさないのであります。ところが、極東委員会の構成国との対日方針を検討いたしますと、あくまでも日本を助け、その経済の復興を促進せしめようというのに対しても、根本的相違から講和の條件も容易に一致しないものと観測するのも、また理由のあることであります。

連はこれに応じない態度をとつておる
ようであります。かかる事情等も織り
まじつて、一応早期講和を声明して
ある國のごときは対日講和に参加
しないだらうとの見方が、國際間にお
いて有力になつて来ております。それ
ゆえに、われ／＼の希望する全面講和
がなかなかその実現に困難さを加えて
おるとの見方も、また有力になりつつ
あるのであります。わが國の大多數の
國民は、一日も早く戦争状態が終結して
國際社会の一員となり、平和と独立を
回復したいと熱願いたしておるのであ
りますから、かりに一、二の國が講和
に参加しない場合があつても、進んで
講和を結び、独立を回復いたしたいと
念願いたしておるが、われ／＼の基
本的態度であります。(拍手)アメリカ、
イギリスの各國を初めとして、オース
トラリア、カナダ、フィリピンの諸國民
の間に対日講和を締結しようといふ
機運が高まりつつある際に、全面講和
でなければならぬと主張することは、せ
つかく盛り上りつつある炎に砂をぶつ
かけて消さんとするもので、思われる
もはなはだしきものといわなければな
らないのであります。(拍手)民主黨や
社會黨の諸君が、國際間を律する原則
は冷厳な利害の打算であるといふこと
を知つてから知らずにか、現実を無視
して、共産黨の主張する全面講和の一
次に中立声明の問題であります
が、わが國は、今日降伏文書のもとに法律
上の戦争状態が継続いたしておるので
あります。その未成年者が、大人
がけんかもしないのに、けんかをする
地位を獲得していないであります。
いわば、われ／＼は部屋住みの未成年
者であります。その未成年者が、大人

であらうと予想して、おれは中立だと云をあげても、それは何の効能もないことは、三歳の子供でもわきまえておることであります。しかるに、このよくな声明を発するに至つては、まつたく国際的感覚の欠如を暴露する以外の何ものでもないと申さなければなりません。（拍手）

最後に、私は安全保障、軍事基地の問題について一言したしたいのであります。今日は、連合國の当然の権利からわが国を占領いたしておるのでありますから、連合軍の軍事施設に協力するのは、われくの義務であります。軍事基地の提供が問題となるのは、いよいよ講和が成立して、独立が回復したことあります。もつともその場合、連合國が日本をして講和條約の條項を守らせるために保障占領をすることがあります。それは戦勝国の権利であり、われくがこれを拒否することはできないでありますから、この場合は問題になりません。保障占領をしない場合、あるいは保障占領の終結において、わが国の安全をいかにして維持するかということが問題になるわけであります。私は、これを平時と戦争が起つた場合とにわけて考察いたしてみたいと思うのであります。

わが国は、憲法によつて一切の軍備を放棄したのでありますから、無防備、まる裸であります。今かりに軍備をするということがありと考え

てみましても、はたしてこれが可能

かといえば、貧弱な経済力で近代的

な軍備をつくり上けるということ

は、事実上とうていできない相談であります。われくは、かかる妄想にとらわれてはなりません。しからば、まる裸で安全を保障することができること」というと、平時の場合はどうであります。日本は海岸線の長い国

であり、一衣帶水を隔てておる大陸は、世界の赤化を使命とする共産党が支配いたしております。講和ができ、進駐軍が撤退いたしました場合、一体どうなるでありますよう。ボーランド

東欧諸国が、いかにして鉄のカーテンの中に引入られたかといえば、共産

党にひそかに武器が與えられる。その

武器を持つて暴力革命が遂行され、赤い鉄のカーテンがおろされて来たのであります。日本共産党にも武器が密輸さられるであります。

さすれば、今日の警察力を押えつけて暴力革命を成功させることが可能であると予想すること

は、現実を遊離した考えであります。日本社会党の諸君は、それいかに対処す

か。無防備のわが国は、共産党の暴力革命に絶好の機会を提供することにならぬと思うのですが、民主党や

社会党の諸君は、それいかに対処する方策があるか、その対策を明瞭にす

じるより容易でありますよう。その場合は、一体日本はどうなるであります。

よう。第二次世界大戦においても、辛うじて本土における地上戦闘はこれを免れることができたが、そのときは空襲どころの騒ぎではありません。われ

が今日まで経験したことのない、本土における地上戦闘の惨禍に遭遇することになりますが、その不運からいかにして国民を救うかということを、一体野党の諸君は一度でもお

かその安全を保持することができた私は疑わざるを得ないのであります。

（拍手）かようによく考査してみますと、わが国

の安全保障ということとは、大きな問題として、かりに万一戦争が起つた場合はどうなるでありますよう。

無防備、まる裸の日本を、世界中のいかなる国もこれを見えないという保障が得られる

でありますよ。この問題を論ずる

として、かりに万一戦争が起つた場合はどうなるであります。

（拍手）松本六太郎君登壇

○松本六太郎君 私は、農民協同党を代表いたしまして、ただいま上程せら

間君の発言中不適切の言葉があれば、速記録を取調べの上、適当な措置をとることといたします。

（拍手）松本六太郎君

現内閣の失政の数々は枚挙にいとま

ないでありまするが、なかなか大事な問題であります。共産党の諸君

が軍事基地反対を叫ぶのは（発言す

る者あり）無防備、裸の日本においては暴力革命のチャンスをつかもうとする

底意のあることを私どもは見のがして賛成の意を表するものであります。

（拍手）

現内閣の失政の数々は枚挙にいとま

ないでありまするが、なかなか大事な問題であります。共産党の諸君が軍事基地反対を叫ぶのは（発言する者あり）無防備、裸の日本においては暴力革命のチャンスをつかもうとする底意のあることを私どもは見のがして賛成の意を表するものであります。

（拍手）

現内閣

きは、まさに我が國の経済の再建も民主化も放擲したものであると断言せざるを得ないのであります。(拍手)私は、この一事をもつてしても、現内閣はすみやかに責任をとるべきであると信ずるのであります。

さらに、しばらく政府は誇大に吹聴せられ、あるいは先ほどの植原先生の反対討論の中に、わが國の財政が著しく建て直った、また大幅な減税をしたということを申されるのであります。が、一体大幅な減税と申しまして、今日わが國の国民の負担力に対比いたしましてはたしてこの減税が有効なものであるか。あるいはまた減税をしたと言われるけれども、それは昭和二十四年度、すなわち昨年度における無謀なる重税、とうてい国民の負担し得ない重税に比べて、やや少額の減税を行つたものでありまして、その減税の根本がすでに誤つていて。われらは、これをしも認めないものではありませんが、今回行われる地方税法の改正によりまして、政府が声を大にして宣伝いたしております国民負担の軽減は、とうてい実現するものではなく、やもすれば、かえつて重税を負担する結果になることをおぞめるものであります。ゆえに、この内閣が唱えておられるものではありません。国民から苦渋訴求をして、非常に多額の旧債を償還するといふこの一事も、わが国現段階における財政経済政策とし即し、わが國の産業の実態に即して行われておるものではありません。

るところの裏切り行為であると非難を受けます。やたらに叩頭百人、自己批判とやらうものをやつて、今までの行動は全部間違いである。しかしながら占領下であるから、ときどき奴隸の言葉を使わねばならないなどと言つて、日本国民に対して謝罪をしておるのです。

諸君、今日、日本にあるところの政党は、共産党を除いては、みな日本国民のための政党であります。日本国民が自由に表明せられたるところの意思に基いて選挙した国民代表を国会に送り、日本憲法を忠実に運営する責務を持つておるのであります。従つておるところの政党であります。從つて、われ／＼は日本国民に対して責任を負い、日本憲法を忠実に運営する責務を持つておるのであります。外國の本部からの指令に回答する必要はないのであります。(拍手)日本共産党は、本質的にそれらの点について異なる立場を取る。道説的に言うならば、もし吉田内閣が共産党によつて信託されるというならば、むしろわれわれは現内閣を不信任しなければならない。(拍手)ありますから、われわれは、共産党側の不信任案につきましては、共産党は議会においてかかる論議を有する資格なしとして、そつくりそのまま返上を申し上げるのであります。(拍手)

国民党並びに社会党に対しましては、もつと腹をきめて、みずから積極的な政策をもつて捲土重来せられることを希望いたします。

大衆が議会に来るから、そのときげんを取結ぶために不信任案を出すとい

うな態度では、議会で演説はできても、国民の納得を得ることはできない

と思ふのであります。(拍手)批判は自由でありますから、吉田内閣を批判するということはよろしいであります。しかし、ながらも占領下にあるから、ときどきコモンフォルムに対して謝罪をしておるのです。国民党は、こういつた批判を正しく再批判すると思うのであります。

社会党は、共産党との間に明確なる一線を引くといふことをしば／＼声明せられております。しかしながら、先般の京都市長並びに知事選挙において見るごとく、完全に共産党との間に共同戦線が張られておるのであります。

この一線は、はなはだ不明確であります。

幅の広い社会民主主義といふことを聞くのであります。これでは少

しだけが過過ぎるのではないか。社会党

の諸君の御反対を願いたいと思ふ。

民主民主党の椎熊君は、これを目して、

社会党と共産党との間の一線は不連続

線であるということを言つておられるが、

國民民主党も社会党に同調しておられ

ます。われ／＼は、新憲法の定めましたところの徹底的な平和

主義の旗のもとに民主化を徹底しなけ

ればならぬ。デモクラシーの徹底をし

なければならぬ。われ／＼の行くべき道はただ一つ、平和主義の旗を振つて民主化を徹底することであるといふ

ことを知らねばならないと思ふのであ

ります。

自由党の経済政策についていろいろ

批判があつたのであります。批判者の方の根本にある流れについて

が、憲政の常道を誤ることのないよ

うに、十分国民党の各位に御戒心

を願いたいと思ふ。(拍手)

さて、今日いかなる政党といえども、また国民のいかなる人といえども、祖国の完全なる平和的な再建を願わざる者はないと思うのであります。

今日の占領状態におきまして、これに修止符を打ち、平和国家の列に加わりません。万物は進歩し、人間は進歩を願望するものであります。保守といふ言葉は、進歩の過程において飛躍を避け、革命をきらい、着実に足下を見定めて一步々々進歩、前進をするという考え方であります。保守とは、その考え方の過程において人為的に組み立てられ、何らの機動性もなく、幾万と張りめぐらされた

守護は、おそれらへあるまいといふ

ことは、進歩に対する反対語ではあ

りません。万物は進歩し、人間は進歩

を願望するものであります。しかし、

も、戦争中の官僚統制の残滓は、戦後

ま／＼猛威を振い、經濟は官僚によ

つて人為的に組み立てられ、何らの機

動性もなく、幾万と張りめぐらされた

守護とは、その考え方の中に存在し

て、日本の經濟は、ドッジ公使によつて指摘せられるがことく、高い竹馬の

上に乘つて、からくも立つておつたの

あります。インフレーションと官僚

統制の十字砲火の中に、ぼう然として

がめられた經濟の合理性を正常化し、

あります。われ／＼は、この民主主

義の先輩國の態度について深く学ばねばならぬと思うのであります。わが國

は、いうまでもなく、いまだ外交上の

規範を失なった企業に対して活

用であります。私は健全なる國

民の常識を欺くことはできないと思

います。國民は、こういつた批判を正し

く再批判すると思うのであります。

社会党は、共産党との間に明確なる

一線を引くといふことをしば／＼声明

せられております。しかしながら、先

づくは、この嚴肅なる事實を忘れて講和問題を論じ、また考

える、そういう領域を越えて政爭の具に供

せんすることは、まったく健全なる

國民のとらざるところであります。わが國

は、いつた領域を忘れて政争の具に供

せんすることは、まったく健全なる

國民のとらざるところであります。わが國

は、いつた領域を忘れて政争の具に供

せんことは、まったく健全なる

</div

た。そのゆえに、わが党は、その国民の声にこたえて統制解除を行い、デコソトロールの方針をとつておるのでありますし、この非合理的な経済を合理的な経済に改めんとしている努力に對して、何ゆえに野党の諸君は具体案も持たずに対抗したのであるか。今われが国は、逐次国際経済に参加を許され、為替一本レートのもと、輸出のC.I.F制、輸入のF.O.B制が認められております。この世界市場の荒波の中に、売手市場にはかりなれど、半官僚的な、非能率的産業が、はたして存在し得るでありますか。もちろん、いなであります。世界的に見て存在し得る日本経済を再建しなければならないのです。

は、何も野放しな、のほらすな放任主義をいふのではありません。先ほど三宅君は十九世紀的云々といふ言葉を言われたのであります。そういうことを紀の後半であります。そういうことを言うもの自身の頭の方がよほど私はどうかしておると思う。(拍手)自由経済というものは、合理的な経済の謂であります。不自然なアタルキー経済ではない、人工統制経済ではない、そいつた経済の謂でありまして、これを罵倒する者は、まつたくためにする議論であるというほかはないのであります。

インフレ下におけるこんとんたる日本経済が、今コンクリートが固まつた正常経済に凝縮しつつあるのであります。その凝縮の際のしわが、あるいは企業に、あるいは中小企業に、あるいは農村や個人の家計によるのであります。それが賃貸や金詰まりや税金の形で現われています。野党の諸君は、これを目してデフレであるというのですが、ありますが、インフレ経済から正常経済へ

○議長（幣原喜重郎君） 黒田

〔黒田壽男君登壇〕

労働者階級に対しましては、簡単に申しますが、吉田内閣は、労働者階級の死活の要求でありますところの給与増額に対しこれを拒み続けたのであります。低賃金を押しつけまして、デフレ政策より来る大量的の失業者が街頭

参りました。一貫した政策は、労働者、農民、中小業者等の勤労大衆の労働とその努力の成果を税金その他の形ににおいて強制的に取上げて、これがあるいは旧債務償還、あるいは価格補給金、こういう形を通じまして独占金融資本家の手にさしあげる。あるいはまた、税制改革の美名に隠れまして、かつて税制の改革の歴史において類例を見なかつたほどの大いなる恩典をこれらの独占金融資本家に與える、こういふ方法を通じまして、独占金融資本及び大企業資本に對しまして、勤労階級の犠牲において、これらの資本家の利益をした一貫した政策であるのであります。（拍手）

にぼうり出した。給與の内容を改善して実質賃金の向上をはかるということを弁解がましく申しておりますけれども、その実際の成績は少しまつてないのです。今日はたまたまメーデーの日に当つております。この光景を見ますと、どの地のメーデーの集会におきましても、吉田反動内閣を倒せという言葉の口の端に上らない集会はないのであります。(拍手)どの示威行進を見ましても、反動吉田内閣を倒せというプラカードの掲げられていい行進は一つもない。(拍手)吉田内閣に対しまして、全国の労働者階級は一齊に諸君がどう思われるましようとも、一齊に決定的な不信任の意思表示をしているのであります。今日いかなで渋沢がこの議場においてなされよう

一あります。いざれもこれは、現政府のとつておりますデフレ政策の結果かくのごとき現象が生じたのであります。中小業者の窮境を救いますには、現在の政府のとつておりますこの政策のもとでは断じて不可能である。われわれはそういう主張を持つてゐる。たとえば吉田内閣の財政政策は、われわれの目から見ますと、あまりにいわゆる超均衡予算の性質を帶びてゐるなります。政府は、昭和二十四年度におきましては千五百億円、二十五年度におきましては千二百億円の多額に上ります旧債務返還を行つたのであります。また行おうと決定したのであります。このようなやり方に対しまして、われわれは反対しているのであります。かような超均衡予算、これは必ずデフレ現象を生むところの予算であります。このような政策をやめまして、大衆から取上げたものを大金融資本家や大企業資本家に差上げるという政策をやめて、それだけ租税の軽減あるいは公務員の給與ベースの引上げとい

のである。これは、やがてただちにアッシュ思想と通ずる考え方であります。このような無情冷酷なる経済政策に対しましては、われくは徹底的に抗争しなければなりません。中小業者の問題が今日のように深刻になりましたのは、中小業者自身の責任ではないのです。政府自身のこのようなります。性格を持ちました財政金融政策の結果が今日のごとき中小企業の危機を招来しているのであると私は考える。

中小企業の行詰まりの原因は、これは政府関係調査機関がみずから申しているところであります。第一には巣行き不振である。第二は税金による重圧である。第三は銀行関係である。第四は問屋、親工場の支拂い遅延であるといふように、その原因をあげている

うような政策を行いまして、大衆の購買力を高めて行く。

私は、中小企業者を救済する第一の方法は、物が売れて行く、よくな政策をとる、そういう政策を行えるような経済政策を樹立することであると言いたいのです。これを、あるいは私が申しましたようなものに全部利用するのではなくとも、あるいはこの金を、現在の政府が行つておりますように市中の大銀行に渡さないで、政府がみずから直接に失業救済あるいは産業その他の方に対して貸し出す、こういうふうにいたしますならば、企業もつと活発なる活動を開始することができるはずであるとわれくは考えるのあります。これを市中銀行に入れてしまってから問題の解決がむずかしくなつて来る。市中銀行から決して中小企業者に金がまわつて来るわけがないのではありません。政府は、勤労大衆から多額の税金を取上げて、この税金を旧債務償還というような形で大銀行にしまり込ましてしまう。そこからは、中小企業者に対しては金が出来ない。彼らは利潤追求主義であり、安全第一主義であるからであります。このような政策をとる。これが明らかにデフレ政策になるのである。

われくは、このような意味におきまして、現内閣の政策では中小企業は断じて救われない、私の申しましたような大衆の購買力のふえるような政策を中小企業者のためにとらなければならぬ、あるいは彼らのために租税の軽減をはかる、あるいは思い切った低利、長期の金融機関を設けるといふようにいたしまして、これらの中小企業家をして反対である、てんで逆のコースを

行つておるのであります。その結果、現在わが国の中小企業家も血の出るような叫びを上げまして、現在の内閣の政策に對して徹底的な反対の意思表示をしておる労働者階級とひとしく、現内閣の政策に對して絶対反対の態度を取つておるのであります。先ほどども三宅君が申されました、中小企業に対する政策の相違から中小企業厅長官の地位を去らなければならなくなつた、蜷川氏が、中小企业家をも含めたあの京都府の選挙におきまして、自由党の候補者を破つて当選したということは、私は現在中小業者もまた現内閣から全然離れた考え方を持つておるといふことを如実に証明した事例であると考えるのであります。(拍手)

農民はどうありますか。農民は、現内閣の政策で、一体今どのようになりますか、農民はそれによつて、現内閣にはたしてどのような考え方を持つておるか、私はこのことをも簡単に考えてみたい。

わが国では、戦後、連合国総司令官の命令によりまして農地改革が断行せられたのでありますけれども、残念なことは、この改革の衝に当りました政府が、不幸にして民主主義的政府でなくして、保守的政府であつたのであります。そのため、改革の事業は著しく、その効果を減殺せられておるのであります。なるほど、百七十万町歩に上る小作地は解放せられました。しかしながら、經濟的にもまた技術的にも日本で遅れた農業を大きく改革いたしまして農業の近代化をはかるという政策の裏づけは、殘念ながら全然なかつたのであります。

そこで、農地改革の結果どうなつたのか。そこに現われましたものは、ますます零細化する過小農でありまして、しかもこの零細な自作農に対しまし

て、資本家政府の政策は、收奪と負担の増加を、安い米価、きびしい供出、高い税金、農産物価格と工業製品との価格のシェーレというような政策を通じて強行したのです。そこへもつて来て、吉田内閣が、日本の復興と安定を、独占金融資本及び巨なる産業資本の利益を中心とする方式によつて強行いたしましたために、その政策の結果といたしまして、日本の農業と農民のこうむるべき窮乏と収奪、そこから来る農業経営の停滞はます／＼はなはだしからしめられておるのであります。

のであります。さらに九原則の実施は、御承知のように厖大なる失業人口を農村に追い込みまして、シャウブ勧告による税制改革によりまして、農民の税負担は、全般的に見まして、いささかも軽減いたしておらないのであります。

これを要するに、現政府の政策は、農民に対しましても、中小企業家及び労働者に対すると同じように、これを犠牲的立場に追い込みまして、しかも最近において明らかになりましたことで、最も私は重大な問題として今日触れなければならぬ政策が、現内閣によつてとられつつあるのであります。それは、現内閣が農民に対する収奪を続けながら、そのために荒廃に帰しつつある農業を放棄して省みないと、どうやうな、そのような露骨な政策を現わし始めたということであります。これは日本の農業政策における重大なる問題であると私は考える。おそらく明治の歴史が始まりまして以来、今日ほど日本の農業が恐るべき危機に直面せられてゐる時期ではないと私は考える。

政府は、さきに農民の要求を踏みにじりまして、二十四年度の産米の価格を赤字米価の範囲において決定した。超過供出に対する特別価格をも昨年度よりも減額したのであります。その反面に大量の海外食糧の輸入を試みまして、本年度は、最初政府は約二百二十万トンの輸入計画と、いうようなものを発表しておりましたが、一躍三百七十万トンといふやうなものに引上げまして、このよだな大量の海外食糧の輸入が、今や我が国の農業に対しまして深刻なる影響を與えようとしておるのあります。われ／＼から申しますならば、日本の国内の農業の生産力を増進させる、近代化をはかつて生産量を上げ、その進歩したる生産技術で生

産費を引下げて、これによつて外国の農業と競争することができる、このようない方向に對して日本の農業を進めて行く、これこそが農地改革に伴う、また農地改革のもとに行わなければならぬ唯一の進歩的農業政策であると考えるのでありますけれども、政府は、これに対しましては何らの熱意を示さない、何らの措置を講ぜずして、いきなり大量の輸入食糧に依存して行くといふ、そういう政策を今とりつづある。これは弱い日本農業を裸のままで国際農業との競争のもとに立たせるということでありますて、まさにわが国の農業は、このような現内閣の農業及び農民の立場を無視した政策によりまして、今や危急存亡の淵に迫り込まれてゐるのであります。かようにいたしまして、いよいよわが国の農村の上にも、吉田内閣の政策を中心とした大まとして本格的な農業恐慌のあらしが吹きささげうとしておるのであります。このよくな状態のもとにおきまして、私は特に皆さんに申し上げておきたい。現在あらゆる農業団体が一致して蹶起いたしまして、もはや現内閣の農業政策にたることはできない、みずからの方によつて農業の危機突破の運動を起すよりしかたがないという決意をしております。これは、あらゆる農業団体が、今から一年有余前に自由党の政策に欺瞞されたような、そういう心境を脱して、この一年有半の間に自由党的政府のなす農業政策の結果を見て、今やわれ／＼はこの内閣を不信任し、みずから立ち上るよりほかないといふ決意をしたことを表明するものであります。

佐々木盛雄君	坂本弘作君	清水篠田	佐藤佐藤	佐藤佐藤
瀧谷雄太郎君	逸平君	弘次君	親弘君	實君
首藤庄司	新八君	弘作君	弘弘君	實君
一郎君	一郎君	弘作君	弘弘君	實君
明良君	善幸君	弘作君	弘弘君	實君
勝利君	三男君	弘作君	弘弘君	實君
關谷鈴木	山	弘作君	弘弘君	實君
田口長治郎君	三男君	弘作君	弘弘君	實君
田中田中	田中	田中	田中	田中
不破三君	豊君	彰治君	正一君	昌三君
高木多田	勇君	角榮君	英一君	重遠君
高木松吉君	章君	彰治君	英一君	重遠君
高橋玉置	章君	正一君	英一君	重遠君
竹尾安正君	式君	英一君	英一君	重遠君
高橋彌市君	實君	英一君	英一君	重遠君
高橋安正君	實君	英一君	英一君	重遠君
寺島原塚	俊郎君	英一君	英一君	重遠君
坪内	寛二君	英一君	英一君	重遠君
東井三代次君	八郎君	英一君	英一君	重遠君
富永格五郎君	俊思君	英一君	英一君	重遠君
西村幸八君	英修君	英一君	英一君	重遠君
永井英修君	節君	英一君	英一君	重遠君
根本龍太郎君	直己君	英修君	英一君	重遠君
夏堀源三郎君	隆君	英修君	英一君	重遠君
内藤英修君	英修君	英一君	英一君	重遠君
中川英修君	英修君	英一君	英一君	重遠君
中山英修君	英修君	英一君	英一君	重遠君
永井英修君	英修君	英一君	英一君	重遠君
野村專太郎君	英修君	英一君	英一君	重遠君

○議長(幣原喜重郎君)	三君外三十名提出、吉田内閣不信任決議案、議決の結果、議決を要しないものいたします。
亘若林幸	平井原田福永廣川福田平島林島橋本
四郎君	鶴吉君讓治君雪松君弘禪君篤泰君義一君良一君一百君
義孝君	平治君通義君弘君勝君二郎君恭平君正男君東介君鐵藏君賴三君善壽君信君秀次君嘉靖君昇君義君義嘉君清治君好嘉君一郎君
猛夫君	山口柳澤八木森松野松浦前田益谷堀川真鍋星島降旗船越潟藤井
吉武君	山崎山口水谷三池宮本武藤上藩
惠市君	山本吉田吉田
四郎君	山本吉田吉田
大養	渡邊
犬養	良健君
薦師神岩太郎君	山口喜久一郎君山村新治郎君山本久雄君龍野喜一郎君吉田吉太郎君
守島	守島
伍郎君	守島
睦君	守島
一郎君	守島
佛骨君	南宮原幸好郎君
直友君	南宮原幸好郎君
寛索君	南宮原幸好郎君
弘君	南宮原幸好郎君
俊三郎君	南宮原幸好郎君
茂君	南宮原幸好郎君
義君	古島
泉介君	原健司君
太郎君	花村
平野	福井
上房	福井
利	原健三郎君
保	三郎君
利	三郎君
利	詮三君
利	四郎君
利	長吉君
利	勇君
利	一君
利	司君
利	次郎君
利	花村
利	四郎君
利	詮三君

熱海国際観光温泉文化都市建設法
案(本院提出、参議院回付)
伊東国際観光温泉文化都市建設法
案(本院提出、参議院回付)
「異議なし」と呼ぶ者あり】
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。
括して議題といたします。
熱海国際観光温泉文化都市建設法
案
右の貴院提出案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに回付する。
昭和二十五年五月一日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長幣原喜重郎殿
(小字及び一は参議院修正)
熱海国際観光温泉文化都市建設
法案の一部を次のよう修正す
る。
(特別の助成)
第四條 国は、熱海国際観光温泉文
化都市建設事業の用に供するため
に必要があると認める場合におい
ては、国有材産法(昭和二十三年
法律第七十三号)第二十九条の規定
にかかわらず、その事業の執行
に要する費用を負担する公共団体
に対し、普通財産を譲與すること
ができる。

伊東国際観光温泉文化都市建設法案
右の貴院提出案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに回付する。

昭和二十五年五月一日
参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 喜重郎殿
(小字及びひらがなは参議院修正)

伊東国際観光温泉文化都市建設
設法案の一部を次のようによつて修
正する。

(特別の助成)

第四條 国は、伊東国際観光温泉文
化都市建設事業の用に供するため
に必要があると認める場合におい
ては、国有財産法(昭和二十三年
法律第七十三号)第二十八條の規
定にかかわらず、その事業の執行
に要する費用を負担する公共団体
に対し、普通財産を譲り渡すこと
ができる。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしま
す。両案の参議院の修正に同意の諸君
の起立を求めます。
(起立者なし)

○議長(幣原喜重郎君) 起立者があり
ません。よつて参議院の修正に同意せ
ざることに決しました。(拍手)

熱海国際観光温泉文化都市建設法
案(本院議決案)
伊東国際観光温泉文化都市建設法
案(本院議決案)

○山本健太君 憲法第五十九條第二項
に基いて再議決のため、熱海国際観光
温泉文化都市建設法案の本院議決案及
び伊東国際観光温泉文化都市建設法案
の本院議決案の両案を一括して議題と
されんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議
に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。よつて熱海国際観光温泉文化
都市建設法案の本院議決案、及び伊東
国際観光温泉文化都市建設法案の本院
議決案を一括して議題といたします。

伊東国際観光温泉文化都市建設
設法案の一部を次のようによつて修
正する。

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 喜重郎殿
(小字及びひらがなは参議院修正)

伊東国際観光温泉文化都市建設
設法案の一部を次のようによつて修
正する。

(特別の助成)

第四條 国は、伊東国際観光温泉文
化都市建設事業の用に供するため
に必要があると認める場合におい
ては、国有財産法(昭和二十三年
法律第七十三号)第二十八條の規
定にかかわらず、その事業の執行
に要する費用を負担する公共団体
に対し、普通財産を譲り渡すこと
ができる。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしま
す。両案の参議院の修正に同意の諸君
の起立を求めます。
(起立者なし)

○議長(幣原喜重郎君) 起立者があり
ません。よつて参議院の修正に同意せ
ざることに決しました。(拍手)

熱海国際観光温泉文化都市建設法
案(本院議決案)
伊東国際観光温泉文化都市建設法
案(本院議決案)

○山本健太君 憲法第五十九條第二項
に基いて再議決のため、熱海国際観光
温泉文化都市建設法案の本院議決案及
び伊東国際観光温泉文化都市建設法案
の本院議決案の両案を一括して議題と
されんことを望みます。

拔山平一君を任名するため本院の同意
を求めるもの申出がありました。右
申出の通り同意を與えるに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

第一 日本放送協会経営委員会の
委員となるべき者の指名につき
同意の件

れました。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 起立者出席議
員の三分の二以上と認めます。よつて
両案は、さきの議決の通り、出席議員
三分の二以上の多数をもつて可決せら
れました。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ
つて同意を與えるに決しました。

第三 國家行政組織法の一部を改
正する法律案(内閣提出、参議
院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、國
家行政組織法の一部を改正する法律案
の参議院回付案を議題といたします。

国家行政組織法の一部を改正する
法律案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつて
国家行政組織法の一部を改正する
法律案

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一につ
きお詫びいたします。内閣から、日本
放送協会経営委員会の委員となるべき
者に矢野一郎君、神野金之助君、本野
亨君、大原總一郎君、則内ウラ君、福
田虎飼君、古宇田清平君、宇野親美君
を指名するため本院の同意を得たいと
の申出がありました。右申出の通り同
意を與えるに賛成の諸君の起立を求め
ます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ
つて本院の参議院の修正に同意するに
決しました。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしま
す。本院の参議院の修正に同意するに
の起立を求めます。

第四 商工会議所法案(星島一郎
君外八名提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、商
工会議所法案を議題といたします。委
員長の報告を求めます。通商産業委員
会理事瀧谷雄太郎君。

商工会議所法

第一條 (法律の目的)

この法律は、公布の日から施行
する。

2 各行政機関の職員の官に関する
従来の種類及び所掌事項について
は、なお、その例による。

3 前項の規定は、職階制の実施に
伴い、人事院の定める日において
その効力を失う。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ
つて同意を與えるに決しました。

第二 電波監理委員会委員長及び
委員任命につき同意の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二につ
きお詫びいたします。内閣から、電波
監理委員会の委員長に富安謙次君を、
また委員に綱島毅君、上村伸一君、岡
吹惣一君、坂本直道君、瀬川昌邦君、岡
正する。

4 外国為替管理委員会設立法(昭和二十四
年三月三十日法律第十八号)の一部
を次のように改正する。

第五條 前條第一項の区域を地区とす
る。都道府県又は全国を地区とする
商工会議所

第六條 前條第一項の区域を地区とす
る商工会議所は、同條の規定にか
かわらず、都道府県の区域又は全
国を地区とする商工会議所を設立
することができる。

2 商工会議所でない者は、定期で
特別の定をした場合に限り、前項
の規定により設立される商工会議
所の会員たる資格を有する。

第二十條中第一項及び第二項をそれぞれ第
二項及び第三項とし、第一項として次の二
項を加える。

事務局に局長の外所要の職員を置く。

6 公共企業体労働團體法(昭和二十三年法律
第二百五十七号)の一部を次のように改正す
る。

7 勞働組合法(昭和二十四年法律第百七十四
号)の一部を次のように改正する。

第十九條第十九項中「事務局長」の下に「事
務局次長二人以内」を加える。

8 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

9 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

10 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

11 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

12 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

13 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

14 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

15 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

16 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

17 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

18 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

19 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

20 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

21 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

22 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

23 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

24 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

25 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

26 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

27 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

28 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

29 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

30 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

31 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

32 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

33 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

34 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

35 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

36 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

37 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

38 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

39 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

40 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

41 第二十三条及び第三十三条にそれぞれ次の二
項を加える。

達を促進し、あわせてその地区
内の福祉と繁栄を増進すること
を目的とすること。

二 会員が、任意に加入し、又は
脱退することができるること。

三 会員は、各、一箇の議決権を
有すること。

四 その名称中に、商工会議所の
文字を用いていること。

五 商工会議所は、特定の会員を行
つてはならない。

六 商工会議所は、益を目的として、その事業を行
つてはならない。

七 商工会議所は、民法(明治
二十一年法律第百九十九号)第三十
四條(公益法人の設立)の規定によ
り設立される法人とする。

八 商工会議所は、(法人格)

九 商工会議所の地区は、市(都
区)のある区域においては、そのす
べての区をあわせたもの。以下同
じ。の区域とする。但し、商工業
の状況により必要があるときは、
県の区域、町の区域又は市と市町
村若しくは町と町村をあわせたも
のの区域とすることができる。

十 商工会議所の全部又は一部を地
区とする商工会議所は、一箇とす
る。

十一 商工会議所の区域を地区とす
る。都道府県又は全国を地区とする
商工会議所

十二 前項の区域に次の一項を加える。

十三 前項の区域に次の一項を加える。

十四 前項の区域に次の一項を加える。

十五 前項の区域に次の一項を加える。

十六 前項の区域に次の一項を加える。

十七 前項の区域に次の一項を加える。

十八 前項の区域に次の一項を加える。

十九 前項の区域に次の一項を加える。

二十 前項の区域に次の一項を加える。

二十一 前項の区域に次の一項を加える。

二十二 前項の区域に次の一項を加える。

二十三 前項の区域に次の一項を加える。

二十四 前項の区域に次の一項を加える。

二十五 前項の区域に次の一項を加える。

二十六 前項の区域に次の一項を加える。

二十七 前項の区域に次の一項を加える。

二十八 前項の区域に次の一項を加える。

二十九 前項の区域に次の一項を加える。

三十 前項の区域に次の一項を加える。

三十一 前項の区域に次の一項を加える。

三十二 前項の区域に次の一項を加える。

三十三 前項の区域に次の一項を加える。

三十四 前項の区域に次の一項を加える。

三十五 前項の区域に次の一項を加える。

三十六 前項の区域に次の一項を加える。

(事業)

第六條 商工会議所は、その目的を達するため、事業者団体法(昭和二十三年法律第二百九十一号)の定めるところに従つて、左に掲げる

事業を行うことができる。

一 商工会議所としての意見を公表し、又は適当な行政官等に申し出ること。

二 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を收集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋する

こと。
三 外国における通商のため必要がある場合において、輸出品の原産地証明すること。

四 依頼に応じて、必要な証明又は鑑定をすること。

五 営業用でない施設を維持し、又は運用すること。

六 講演又は講習を行うこと。

七 見本市又は展示会を開催し、依頼に応じて、臨時に即売すること。

八 会員その他の者と外国の事業者との間の事業に関する紛争を仲裁し、又は解決すること。

九 依頼に応じて、事業者又は商品を紹介すること。

十 商工業その他に関して相談に応ずること。

十一 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

(名称)

第七條 商工会議所でない者は(第二條第一項第一号から第三号まで及び第三條並びに第四條又は第五條第一項の規定に該当しない者をいふ。以下同じ。)は、その名称中に、商工会議所の文字を用いてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(公正取引委員会の権限)

第八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)及び事業者団体法の規定並びにこれらの法律の規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定によつて変更されるものと解釈してはならない。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（現存する商工会議所及び非商工會議所）

2 この法律施行の際現に存する商工会議所であつて、第四條第二項の規定に適合していない者は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、同項の規定に適合するよう必要な措置をしなければならない。

3 この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その名称を変更するか、又は商工会議所となるなどのため、定款の変更その他の必要な行為をしなければならない。

4 第七條第二項の規定は、前項の期間内に限り、同項に規定する者に適用しない。

（最終号の附録に掲載）
〔議長退席、副議長着席〕
〔滋賀雄太郎君登壇〕

○濱谷雄太郎君　ただいま議題と相なりました商工会議所法案につきまして、委員会における審議の概要並びに結果を御報告申し上げます。

まず本法案の目的及び要旨を簡単に御説明申し上げます。すなわち本法案の目的といたしますところは、第一に、商工業の改善発達に資し、あわせて社会一般の福祉の増進に寄與せんとするものであります。第二には、商工会議所の基準及び原則を明確に規定いたしまして、地区内の商工業の改善発達を促進し、あわせてその地区の福祉と繁栄を増進することを目的とし、社員が任意に加入または脱退することができるることとし、また会員はおのおの一の議決権を有することなどを規定したものであります。第三には、御承知のごとく商工会議所は長年の伝統を持つておりますので、その社会的評価も高いのであります。従いまして、その基礎を強固にいたしました法律の公認法人の規定によつて設立されたものに統一し、單なる組合や団体等の法人でないものが商工会議所の伝統をはづかしめることのないようになりませんので乗っ権と認めます。

○副議長(岩本信行君)　伊藤憲一君より討論の通告がござりますが、席にお掛けられましたところ、多数をもつて可決いたしました次第であります。

右簡単でありますから、御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君)　伊藤憲一君より討論の通告がござりますが、席にお掛けられましたところ、多數をもつて可決いたしました次第であります。

右簡単でありますから、御報告申し上げます。

の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「国土総合開発計画」とは、國又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画で、左に掲げる事項に関するものをいう。

一 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項

二 水害、風害その他の災害の防除に関する事項

三 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項

四 産業の適正な立地に関する事項

五 電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項

六 地域総合開発計画とは、國が全國の区域について作成する総合開発計画をいう。

前項の国土総合開発計画(以下「総合開発計画」という。)は、全國総合開発計画、都府県総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。

全国総合開発計画とは、國が全國の区域について作成する総合開發計画をいう。

都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開發計画をいう。

特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣総理大臣の指定する区域(以下「特定地域」という。)について作成する総合開発計画をいう。

(国土総合開発審議会の設置)

この法律の目的及び要旨の概要であります。

本法案は、自由党星島一郎君外八名

の提案によるものであります。

まず本法案に付託せられ、同日、提案理由を聽取いた。

引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)及び事業者

団体法の規定並びにこれらの法律の規定に基く公正取引委員会の権限の規定によつて変更されるものと解釈してはならない。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（現存する商工会議所及び非商工會議所）

2 この法律施行の際現に存する商工会議所であつて、第四條第二項の規定に適合していない者は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、同項の規定に適合するよう必要な措置をしなければならない。

3 この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その名称を変更するか、又は商工会議所となるなどのため、定款の変更その他の必要な行為をしなければならない。

4 第七條第二項の規定は、前項の期間内に限り、同項に規定する者に適用しない。

（最終号の附録に掲載）

〔議長退席、副議長着席〕

〔滋賀雄太郎君登壇〕

（官報号外）

（昭和二十五年五月二日）

（衆議院会議録第四十六号）

（国土総合開発法案）

（議長退席、副議長着席）

（滋賀雄太郎君登壇）

（官報号外）

（昭和二十五年五月二日）

（衆議院会議録

第三條 第一條の目的を達成するため、総理府に、國土総合開発審議会を置く。

(國土総合開発審議会の所掌事務)

第四條 國土総合開発審議会は、総合開発計画について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は勧告する。

2 國土総合開発審議会は、総合開発計画の作成に必要な左に掲げる事項について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告することができる。

1 総合開発計画の作成の基準となるべき事項

2 特定地域の指定の基準となるべき事項

3 産業の適正な立地の基準となるべき事項

4 総合開発計画に伴うべき資金及び資材に関する事項

3 國土総合開発審議会は、総合開発計画について必要があると認められる場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係各行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

4 関係各行政機関の長は、その所掌事務に係る基本的な計画で総合開発計画と密接な関係を有するものについて、國土総合開発審議会に成した総合開発計画について前

の規定による報告又は助言

(都府県に対する勧告又は助言)

第五條 内閣総理大臣は、都府県が開発計画を作成した都府県に対して、必要な勧告又は助言をしなければならない。

(國土総合開発審議会の組織)

第六條 國土総合開発審議会(以下本條中「審議会」という。)は、委員十三人以内で組織する。

2 委員は、総合開発計画に専門知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。

3 委員は、都道府県知事と兼ねることができる。

4 都道府県知事と兼ねる委員並びに関係行政機関の職員のうちから任命される委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、任期が四年の委員で最初に任命される委員のうち、その半数の者の任期は、二年とする。委員が欠けた場合は、前における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。会長に事故がある場合は、二年とする。委員が欠けた場合は、前各項に規定するものを除く

4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を經濟安定本部給裁に提出し、經濟安定本部給裁は、これらの意見をとりまとめて、國土総合開発審議会に提出しなければならない。

(地方総合開発計画)

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことがである。専門委員は、関係行政機関の職員及び學識経験を有する者のうちから、審議会の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

7 委員及び専門委員は、非常勤と

8 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關する必要事項は、政令で定める。

(都府県総合開発計画)

第七條 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合においては、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 地方総合開発審議会を設置するため、都府県総合開発審議会を設置するために、関係都府県は、その協議によって、規約を定め、地方総合開発審議会を設置することができる。

6 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に関し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に対して、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十六条の規定に基づく補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

7 都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に關して必要な事項(地方総合開発審議会にない場合は、費用の負担方法を含む。)は、それぞれ条例又は規約で定めなければならない。

8 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会に准用する。

9 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会に准用する。

10 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、經濟安定本部総務長官及び建設大臣がその協議によって特に必要があると認めて要請した場合においては、内閣総理大臣は、國土総合開発計画の作成上必要な助言をすることができる。

(関係各行政機関の長の助言)

11 関係各行政機関の長は、その所掌する事項に關し、関係都府県に對して、都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画の作成上必要な助言をすることができる。

(資料の提出等)

12 関係各行政機関の職員は、國土総合開発審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(要旨の公表)

13 國土総合開発審議会は、その調査審議の結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

(北海道総合開発計画との調整)

14 都府県に対し、地方総合開発計画の長の意見を聞き、建設大臣は、関係都府県の同意を得なければならぬ。

15 前項の規定による都府県の同意については、当該都府県の議決を経なければならない。

附則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十五條第一項の表中中央青少年問題協議会の項の次に国土総合開発審議会の項を次のように加える。

国土総合開発審議会 規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

国土総合開発法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○小野瀬忠兵衛君登壇

【小野瀬忠兵衛君】 ただいま議題となりました国土総合開発法案について、結果委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

御承知のごとく、わが国は狭隘なる国土に過大なる人口を擁し、その生活維持向上をはかることは、最も重要な問題であります。これがために戦後の荒廃した国土の保全をはかり、また国土及び資源の積極的、合理的かつ効率的な開発利用を期することは、これによつて人口収容力の増大、産業發展の基盤の育成及び地方振興をはかることとあわせて、現在まで緊要なる要請であります。しかしながら、これには、広汎な角度から詳細に検討を加えた、総合的なわゆる国土総合開発計画を樹立することが必要であります。もちろん、従来からも関係各省においてそれべの見地から国土計画の立案に努力して参りましたが、遺憾ながら真に総合的な立案ができないおらない実情であります。そこで、さきに内閣に設置された総合開発審議会の答申に基き、内閣において検討の結果提出されましたのが本法案であります。

本法案の概要について申し上げますれば、この法律の目的は、国土の自然的條件を考慮して、經濟、社會、文化等に関する施策の総合的見地から国土を総合的に利用し開発し及び保全し並びに産業立地の適正化をはかり、あわせて社会福祉の向上に資することにあるのであります。そのための開発計画の促進をはかるとともに、他面これに対し國の負担金、補助金等に関する特例を設け得ることといたしております。なお北海道開発法との関係であります。北海道開発法によつて作成された計画と、本法案による国土総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が

本法案について、四月二十九日、各省、各部門にわたる立案の調整と長期の見通しが必要であります。そのため審議機関として総理府に国土総合開発審議会を設けることとし、その事務の運営は経済安定本部をして当らしめようというのであります。

次に本法案において立案を予定している開発計画は、國が全國の区域について作成する全國総合開発計画、都府県がその区域について作成する地方総合開発計画及び都府県が二以上の都府県の区域について作成する特定地域総合開発計画の四つであります。本来、本法案では、なるべくそれべの地域において地方公共團体を中心として自

主的、積極的な開発計画を立案し、これを中央の審議会において総合調整するものであります。

○米原抱君登壇

【米原抱君】 私は、日本共産党を代表するものであります。

○副議長（岩本信行君） 討論の通告があります。これを許します。米原抱君

る建前でありますから、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の三つの計画につき、その立案者たる都府県がそれべの都府県総合開発審議会また地方総合開発審議会の調査審議を経て立案し、これを中央に持ち込む諸般の手続につき詳細に規定いたしておられます。もちろん、この立案は強制するものではありませんが、ただ特定地域総合計画につい

ては、やや趣を異にして、内閣総理大臣は関係都府県の同意に基き、さらに国土総合開発審議会の議を経て右のごとき特定地域を指定して、その開発計画の促進をはかるとともに、他面これに対し國の負担金、補助金等に関する特例を設け得ることといたしております。なお北海道開発法との関係であります。北海道開発厅長官及び国土総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が

本法案は、ただいま委員長の報告の通り、きわめて美しい名前を用いましたが、現在の日本の情勢下において、吉田内閣のもとに置いてこの法案が実行される限り、明らかに特定の目的を持つた特定の階級に対する利益のみの開発が行われるといふ意味において、わが日本共産党は、この法案に絶対に反対するものであります。たとえば、この開発計画によつて伝えられているところの只見川を中心とする奥会津地域の開発をとつて見ます。たとえば、この開発がいわゆる電源開

発のみに重点を置かれていることは明らかであります。しかもある流域変更の結果、阿賀川の水位が下つて、二万五千町歩の田畠が灌漑困難を來しているという事実、しかもそのために関係敷地町村にわたつて数万の農民が反対に立ち上ろうとしている事実をわれわれは知らなければならぬであります。こういう形で一部の電力資本、そういう者の利益のためにのみ開発されることは、決して総合開発といふのは明らかであります。しかし、これを総合開発の名において実行しようとするところに、われくがこの法案を批判しなければならない点があるのです。これは明らかであります。しかかも、これを総合開発の名において実行するというのと、それが、社会党を代表して受田委員が、農民協同党を代表して高倉委員が、自由党を代表して志田委員がそれく賛成意見を述べられました。また共産党を代表して米原委員が反対意見を述べられました。

電力の増産にしましても、最近の電

力の割当において明らかな通りに、たとえば北陸地方におきましても、ビル工業に対する電力の割当が、結局は多くの割当がなされておる。しかも一方には、農業、中小企業に対する電力の割当を削減されておる。そのビル工業に対する電力の割当が、結局は機業と養蚕を破壊し、同時に、しかもくして、こういう開発計画は、日本の生産過剰になるだろう。そしてこの工業は、火薬製造の方におそらく転化することは明らかであります。かくして、この開発計画は、日本のかくしての最近の計画が立てられておる。政府の意図しておるところは、外國資本のみに頼るとして、ほとんどすべての最近の計画が立てられておる。この只見川の開発に対する利益のみの開発が行われるといふ意味において、わが日本共産党は、この法案に絶対に反対するものであります。たとえば、この開発がいわゆる電源開発のみに重点を置かれていることは明らかであります。しかもある流域変更の結果、阿賀川の水位が下つて、二万五千町歩の田畠が灌漑困難を來しているという事実、しかもそのために関係敷地町村にわたつて数万の農民が反対に立ち上ろうとしている事実をわれわれは知らなければならぬであります。こういう形で一部の電力資本、そういう者の利益のためにのみ開発されることは、決して総合開発といふのは明らかであります。しかし、これを総合開発の名において実行するというのと、それが、社会党を代表して受田委員が、農民協同党を代表して高倉委員が、自由党を代表して志田委員がそれく賛成意見を述べられました。また共産党を代表して米原委員が反対意見を述べられました。

としておる。しかも、この委員会の助言とか勧告とかいう名目ではありますけれども、事実は内閣総理大臣を通じてこれが地方に出され、地方自治体に提出される。この形が地方自治体を圧迫するものとなることは明らかである。これはまつたくヒトニーの国土開発計画と同じものとなるのであります。こういう意味において、日本の全面講和を望み、軍事基地化に反対するわれわれは、絶対にこの法案に反対するものである。

最近、民主党や社会党の諸君も、軍事基地化反対、全面講和と言つておられます、その社会党や民主党の諸君が、この法案に対して賛成しておられる。自由党の自由主義の経済に対する態度と言わなくちやならないところであります。これは明らかに日本の軍事基地化を推進せんとするところの基本的な法案にならうとしておるのであります。われくは、かかる社会党、民主党の欺瞞的態度を痛撃するとともに、かかる重大な法案を会期末に迫使ったところのわざか一日、二日で強引に押し通しておるところの自由党の独裁的な傾向に反対しまして、私の討論を終る次第であります。(拍手) ○副議長(岩本信行君) 志田義信君。

○志田義信君 登壇

した国土開発法案に関して、私は自由党を代表し賛成の討論をいたすものでござります。

わが國は、敗戦によりまして領土の四割三分を喪失いたし、加えてこれがために、經濟の基盤は著しく縮小いたしておるのでございます。その反面に海外より同胞の大量引揚げがあ

り、人口の自然増加を加えましたならば、近々数年間におきまして九百万人の増加を見ておる実情にあるのであります。一方において領土を失い、他方において人口の増加というこの悲痛なる事態に当面いたしましたが国の経済生活は、根本的な条件の変化をしておるといふ点を認識しなければなりません。

かかる條件の変化に對処いたしまして、いかにして経済の安定をはかり、あわせて資本の蓄積を行い、さらに進んで国家の繁榮をはかるべきであります。それには、もちろん対外的に輸出の振興をはからなければなりません。對内的には、外に失つたものを内に求めるの政策をとらなければなりません。國土の開発を促進すること、きわめて必要なるやうんでござります。

昨今往々にいたしまして、人口の増加に照し合せ、わが國の資源がきわめて貧弱であるという点を指摘される向きがあるのであります。このため、わが国民の民族復興の将来に對しまして、ややもいたしますれば、きわめて悲觀的な見解を披瀝せられる向きを見受けるのであります。私はさようには考えておらぬのであります。國土を総合的に開発いたしますためには、あくまでも科学的な調査研究を基礎としてしまして、しかも各地方、各地域の持つておる特殊性を十分に生かし、総合的な、根本的な開発計画に基きまして、一元的に事業の実施が行われるものでなければならぬと信じておるのでございます。また、かくて初めてその経済効果をあげ得るのではなかろうかと存じておるのでございます。

しかるに、わが國の現状におきましては、計画の面といふ、あるいは実施の面といふ、この両面から見まし

ても、中央地方ともに行政機能が著しく分化されておる現状でござります。このために総合的な開発計画が樹立されず、個々にこれが実施されておりませんために、その間総合性を欠き、また統一性を欠いておる現状でありますて、貴重な経費も十分にその経済効果を發揮できない実情にあると思つております。

一本の河川流域に例をとつてみましても、川上の水源涵養に必要なる植林は林野庁の所管であります。上流の山腹工事または下流の農業用水に至りましては、御承知の通り農林省であります。溪間工事は建設省の所管になります。もしここに発電用ダムを建設する場合におきましては通産省に所属いたしておりますとして、またその周辺が国立公園に指定されまする場合には厚生省が參與して参るのであります。川を下つて、河川工事はもろん建設省になります。河口に行きますれば、港湾は運輸省の所管になるのでありますて、わざか一本の河川について見ましても、かくのごとく、各省がそれ／＼の立場におきまして、その保全あるいは利用、あるいは開発を計画するということになりますれば、いたずらに各省間のなれわりを助長するのみでありまして、まことに残念なる結果を招来しておると思います。

また現在、各都府県におきまして、それ／＼の振興発展をはかるために、地方開発計画が熱心につくられております。しかし、ここにも中央で見られたと同様の問題があります。すなわち地方開発計画も、国と地方を通じて一貫した計画のうちに包含されておりませんので、いたずらに厖大な計画と化し、現実の行政のうちに着々と織り込んで行くという裏づけがないために、地方開発計画書は机上に積み重ねられ

いたままであるというのが今日の現状といわなければなりません。

かような事態をこの際打開いたしまして、国土の総合的な開発をはかりまするためには、国民の知能を集めて、国土の総合的な、基本的な開発計画を樹立いたしまして、その計画に基いて開発事業の実施を推進することがきわめて肝要なることは、申し上げるまでもないであります。この目的を達成いたしまするために、本法の示すがごとき独立した機関を設置いたしまして、中央にあつては内閣總理大臣に直属し、地方にあつては都道府県知事に直属する諸問題機関をそれべへ設置いたしまして、これが相互に協同して、総合的な開発計画の樹立及び実施を行わしめるることは、きわめて必要であらうかと思ひであります。

かくのことき総合開発の事業は、多年にわたり巨大な経費を必要といたしますることは言ふまでもありません。

われ／＼は、でき得べくんば開発金融公庫等の設置も考慮することが今後大切ではなかろうかと存じておるのであります。また外資導入の面からいたしましても、本法に基き政府が国土の総合開発計画を立てることは、一日を争うに足る緊急なる作業であると信じておる次第であります。私たち政治に志をいたすものといたしましては、夢寐の間にも忘れ得ざる国民の完全就労の理想実現のためにも、本法の成立は国民の期待するところといわなければならぬと存じております。

審議会の構成、運用、その他政令に譲つておりますところの事務局機関の運営につきましては、特に政府は留意いたしまして適切な処理を講ぜられるよう要望いたしまして、本案に賛成の意を表する次第でござります。(拍手)

○副議長（岩本信行君）これにて討論は終局いたしました。

報告は可決であります。本案の委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案（内閣提出）

○副議長（岩本信行君）日程第六、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

農林委員会理事薬師神岩太郎君。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

（目的）

第一條 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業を行ふ者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

一 かんがい排水施設

二 農業用道路

○副議長(岩本信行君)
〔志田義信君登壇〕

○志田義信君　ただいま議題となりました國土開発法案案に關しまして、私は自由党を代表し賛成の討論をいたしましたのでござります。

わが国は、敗戦によりまして領土の四割三分を喪失いたし、加えてこれがために、経済の基盤は著しく縮小いたしておるのでございます。その反面に海外より同胞の大量引揚げがあ

り、人口の自然増加を加えましたならば、近々数年間におきまして九百万人の増加を見ておる実情にあるのであります。一方において領土を失い、他方において人口の増加というこの悲痛なる事態に当面いたしましたが国の経済生活は、根本的な条件の変化をしておるといふ点を認識しなければなりません。

かかる條件の変化に對処いたしまして、いかにして経済の安定をはかり、あわせて資本の蓄積を行い、さらに進んで国家の繁榮をはかるべきであります。それには、もちろん対外的に輸出の振興をはからなければなりません。對内的には、外に失つたものを内に求めるの政策をとらなければなりません。國土の開発を促進すること、きわめて必要なゆえんでござります。

昨今往々にいたしまして、人口の増加に照し合せ、わが國の資源がきわめて貧弱であるという点を指摘される向きがあるのであります。このため、わが国民の民族復興の将来に對しまして、ややもいたしますれば、きわめて悲觀的な見解を披瀝せられる向きを見受けるのであります。私はさようには考えておらぬのであります。國土を総合的に開発いたしますためには、あくまでも科学的な調査研究を基礎としてしまして、しかも各地方、各地域の持つておる特殊性を十分に生かし、総合的な、根本的な開発計画に基きまして、一元的に事業の実施が行われるものでなければならぬと信じておるのでございます。また、かくて初めてその経済効果をあげ得るのではなかろうかと存じておるのでございます。

しかるに、わが國の現状におきましては、計画の面といふ、あるいは実施の面といふ、この両面から見まし

ても、中央地方ともに行政機能が著しく分化されておる現状でござります。このために総合的な開発計画が樹立されず、個々にこれが実施されておりませんために、その間総合性を欠き、また統一性を欠いておる現状でありますて、貴重な経費も十分にその経済効果を發揮できない実情にあると思つております。

一本の河川流域に例をとつてみましても、川上の水源涵養に必要なる植林は林野庁の所管であります。上流の山腹工事または下流の農業用水に至りましては、御承知の通り農林省であります。溪間工事は建設省の所管になります。もしここに発電用ダムを建設する場合におきましては通産省に所属いたしておりますて、またその周辺が国立公園に指定されまする場合には厚生省が參與して参るのであります。川を下つて、河川工事はもちろん建設省になります。河口に行きますれば、港湾は運輸省の所管になるのでありますて、わざか一本の河川について見ましても、かくのごとく、各省がそれ／＼の立場におきまして、その保全あるいは利用、あるいは開発を計画するということになりますれば、いたずらに各省間のなれわりを助長するのみでありまして、まことに残念なる結果を招来しておると思います。

また現在、各都府県におきまして、それ／＼の振興发展をはかるために、地方開発計画が熱心につくられております。しかし、ここにも中央で見られたと同様の問題があります。すなわち地方開発計画も、国と地方を通じて一貫した計画のうちに包含されておりませんので、いたずらに厖大な計画と化し、現実の行政のうちに着々と織り込んで行くという裏づけがないために、地方開発計画書は机上に積み重ねられ

いたままであるというのが今日の現状といわなければなりません。

かような事態をこの際打開いたしまして、国土の総合的な開発をはかりまするためには、国民の知能を集めて、国土の総合的な、基本的な開発計画を樹立いたしまして、その計画に基いて開発事業の実施を推進することがきわめて肝要なることは、申し上げるまでもないであります。この目的を達成いたしまするために、本法の示すがごとき独立した機関を設置いたしまして、中央にあつては内閣總理大臣に直属し、地方にあつては都道府県知事に直属する諸問題機関をそれべへ設置いたしまして、これが相互に協同して、総合的な開発計画の樹立及び実施を行わしめるることは、きわめて必要であらうかと思ひであります。

かくのことき総合開発の事業は、多年にわたり巨大な経費を必要といたしますることは言ふまでもありません。

われ／＼は、でき得べくんば開発金融公庫等の設置も考慮することが今後大切ではなかろうかと存じておるのであります。また外資導入の面からいたしましても、本法に基き政府が国土の総合開発計画を立てることは、一日を争うに足る緊急なる作業であると信じておる次第であります。私たち政治に志をいたすものといたしましては、夢寐の間にも忘れ得ざる国民の完全就労の理想実現のためにも、本法の成立は国民の期待するところといわなければならぬと存じております。

審議会の構成、運用、その他政令に譲つておりますところの事務局機関の運営につきましては、特に政府は留意いたしまして適切な処理を講ぜられるよう要望いたしまして、本案に賛成の意を表する次第でござります。(拍手)

○副議長（岩本信行君）これにて討論は終局いたしました。

報告は可決であります。本案の委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案（内閣提出）

○副議長（岩本信行君）日程第六、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

農林委員会理事薬師神岩太郎君。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

（目的）

第一條 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業を行ふ者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

一 かんがい排水施設

二 農業用道路

○志田義信君　ただいま議題となりました国土開発法案に関して、私は自由党を代表し賛成の討論をいたしました

○志田義信君　ただいま議題となりました國土開発法案案に關しまして、私は自由党を代表し賛成の討論をいたしましたのでござります。

わが国は、敗戦によりまして領土の四割三分を喪失いたし、加えてこれがために、経済の基盤は著しく縮小いたしておるのでございます。その反面に海外より同胞の大量引揚げがあ

り、人口の自然増加を加えましたならば、近々数年間におきまして九百万人の増加を見ておる実情にあるのであります。一方において領土を失い、他方において人口の増加というこの悲痛なる事態に当面いたしましたが国の経済生活は、根本的な条件の変化をしておるといふ点を認識しなければなりません。

かかる條件の変化に對処いたしまして、いかにして経済の安定をはかり、あわせて資本の蓄積を行い、さらに進んで国家の繁榮をはかるべきであります。それには、もちろん対外的に輸出の振興をはからなければなりません。対内的には、外に失つたものを内に求めるの政策をとらなければなりません。國土の開発を促進すること、きわめて必要なるやうんでござります。

昨今往々にいたしまして、人口の増加に照し合せ、わが國の資源がきわめて貧弱であるという点を指摘される向きがあるのであります。このため、わが国民の民族復興の将来に對しまして、ややもいたしますれば、きわめて悲觀的な見解を披瀝せられる向きを見受けるのであります。私はさようには考えておらぬのであります。國土を総合的に開発いたしますためには、あくまでも科学的な調査研究を基礎としてしまして、しかも各地方、各地域の持つておる特殊性を十分に生かし、総合的な、根本的な開発計画に基きまして、一元的に事業の実施が行われるものでなければならぬと信じておるのでございます。また、かくて初めてその経済効果をあげ得るのではなかろうかと存じておるのでございます。

しかるに、わが國の現状におきましては、計画の面といふ、あるいは実施の面といふ、この両面から見まし

ても、中央地方ともに行政機能が著しく分化されておる現状でござります。このために総合的な開発計画が樹立されず、個々にこれが実施されておりませんために、その間総合性を欠き、また統一性を欠いておる現状でありますて、貴重な経費も十分にその経済効果を發揮できない実情にあると思つております。

一本の河川流域に例をとつてみましても、川上の水源涵養に必要なる植林は林野庁の所管であります。上流の山腹工事または下流の農業用水に至りましては、御承知の通り農林省であります。溪間工事は建設省の所管になります。もしここに発電用ダムを建設する場合におきましては通産省に所属いたしておりますとして、またその周辺が国立公園に指定されまする場合には厚生省が參與して参るのであります。川を下つて、河川工事はもちろん建設省になります。河口に行きますれば、港湾は運輸省の所管になるのでありますて、わざか一本の河川について見ましても、かくのごとく、各省がそれ／＼の立場におきまして、その保全あるいは利用、あるいは開発を計画するということになりますれば、いたずらに各省間のなれわりを助長するのみでありまして、まことに残念なる結果を招来しておると思います。

また現在、各都府県におきまして、それ／＼の振興発展をはかるために、地方開発計画が熱心につくられております。しかし、ここにも中央で見られたと同様の問題があります。すなわち地方開発計画も、国と地方を通じて一貫した計画のうちに包含されておりませんので、いたずらに厖大な計画と化し、現実の行政のうちに着々と織り込んで行くという裏づけがないために、地方開発計画書は机上に積み重ねられ

いたままであるというのが今日の現状といわなければなりません。

かような事態をこの際打開いたしまして、国土の総合的な開発をはかりまするためには、国民の知能を集めて、国土の総合的な、基本的な開発計画を樹立いたしまして、その計画に基いて開発事業の実施を推進することがきわめて肝要なることは、申し上げるまでもないであります。この目的を達成いたしまするために、本法の示すがごとき独立した機関を設置いたしまして、中央にあつては内閣總理大臣に直属し、地方にあつては都道府県知事に直属する諸問題機関をそれべへ設置いたしまして、これが相互に協同して、総合的な開発計画の樹立及び実施を行わしめるることは、きわめて必要であらうかと思ひであります。

かくのことき総合開発の事業は、多年にわたり巨大な経費を必要といたしますることは言ふまでもありません。

われ／＼は、でき得べくんば開発金融公庫等の設置も考慮することが今後大切ではなかろうかと存じておるのであります。また外資導入の面からいたしましても、本法に基き政府が国土の総合開発計画を立てることは、一日を争うに足る緊急なる作業であると信じておる次第であります。私たち政治に志をいたすものといたしましては、夢寐の間にも忘れ得ざる国民の完全就労の理想実現のためにも、本法の成立は国民の期待するところといわなければならぬと存じております。

審議会の構成、運用、その他政令に譲つておりますところの事務局機関の運営につきましては、特に政府は留意いたしまして適切な処理を講ぜられるよう要望いたしまして、本案に賛成の意を表する次第でござります。(拍手)

O副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

O副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第六、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

農林委員会理事薬師神岩太郎君。

(目的)

第一條 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設(以下「農地等」という。)の災害復旧事業を行ふ者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

一 かんがい排水施設
二 農業用道路

○志田義信君　ただいま議題となりました国土開発法案に関して、私は自由党を代表し賛成の討論をいたしました

○志田義信君　ただいま議題となりました國土開発法案案に關しまして、私は自由党を代表し賛成の討論をいたしましたのでござります。

わが国は、敗戦によりまして領土の四割三分を喪失いたし、加えてこれがために、経済の基盤は著しく縮小いたしておるのでございます。その反面に海外より同胞の大量引揚げがあ

り、人口の自然増加を加えましたならば、近々数年間におきまして九百万人の増加を見ておる実情にあるのであります。一方において領土を失い、他方において人口の増加というこの悲痛なる事態に当面いたしましたが国の経済生活は、根本的な条件の変化をしておるといふ点を認識しなければなりません。

かかる條件の変化に對処いたしまして、いかにして経済の安定をはかり、あわせて資本の蓄積を行い、さらに進んで国家の繁榮をはかるべきであります。それには、もちろん対外的に輸出の振興をはからなければなりません。對内的には、外に失つたものを内に求めるの政策をとらなければなりません。國土の開発を促進すること、きわめて必要なるやうんでござります。

昨今往々にいたしまして、人口の増加に照し合せ、わが國の資源がきわめて貧弱であるという点を指摘される向きがあるのであります。このため、わが国民の民族復興の将来に對しまして、ややもいたしますれば、きわめて悲觀的な見解を披瀝せられる向きを見受けるのであります。私はさようには考えておらぬのであります。國土を総合的に開発いたしますためには、あくまでも科学的な調査研究を基礎としてしまして、しかも各地方、各地域の持つておる特殊性を十分に生かし、総合的な、根本的な開発計画に基きまして、一元的に事業の実施が行われるものでなければならぬと信じておるのでございます。また、かくて初めてその経済効果をあげ得るのではなかろうかと存じておるのでございます。

しかるに、わが國の現状におきましては、計画の面といふ、あるいは実施の面といふ、この両面から見まし

ても、中央地方ともに行政機能が著しく分化されておる現状でござります。このために総合的な開発計画が樹立されず、個々にこれが実施されておりませんために、その間総合性を欠き、また統一性を欠いておる現状でありますて、貴重な経費も十分にその経済効果を發揮できない実情にあると思つております。

一本の河川流域に例をとつてみましても、川上の水源涵養に必要なる植林は林野庁の所管であります。上流の山腹工事または下流の農業用水に至りましては、御承知の通り農林省であります。溪間工事は建設省の所管になります。もしここに発電用ダムを建設する場合におきましては通産省に所属いたしておりますて、またその周辺が国立公園に指定されまする場合には厚生省が參與して参るのであります。川を下つて、河川工事はもろん建設省になります。河口に行きますれば、港湾は運輸省の所管になるのでありますて、わざか一本の河川について見ましても、かくのごとく、各省がそれ／＼の立場におきまして、その保全あるいは利用、あるいは開発を計画するということになりますれば、いたずらに各省間のなれわりを助長するのみでありまして、まことに残念なる結果を招来しておると思います。

また現在、各都府県におきまして、それ／＼の振興発展をはかるために、地方開発計画が熱心につくられております。しかし、ここにも中央で見られたと同様の問題があります。すなわち地方開発計画も、国と地方を通じて一貫した計画のうちに包含されておりませんので、いたずらに厖大な計画と化し、現実の行政のうちに着々と織り込んで行くという裏づけがないために、地方開発計画書は机上に積み重ねられ

いたままであるというのが今日の現状といわなければなりません。

かような事態をこの際打開いたしまして、国土の総合的な開発をはかりまするためには、国民の知能を集めて、国土の総合的な、基本的な開発計画を樹立いたしまして、その計画に基いて開発事業の実施を推進することがきわめて肝要なることは、申し上げるまでもないであります。この目的を達成いたしまするために、本法の示すがごとき独立した機関を設置いたしまして、中央にあつては内閣總理大臣に直属し、地方にあつては都道府県知事に直属する諸問題機関をそれべへ設置いたしまして、これが相互に協同して、総合的な開発計画の樹立及び実施を行わしめるることは、きわめて必要であらうかと思ひであります。

かくのことき総合開発の事業は、多年にわたり巨大な経費を必要といたしますることは言ふまでもありません。

われ／＼は、でき得べくんば開発金融公庫等の設置も考慮することが今後大切ではなかろうかと存じておるのであります。また外資導入の面からいたしましても、本法に基き政府が国土の総合開発計画を立てることは、一日を争うに足る緊急なる作業であると信じておる次第であります。私たち政治に志をいたすものといたしましては、夢寐の間にも忘れ得ざる国民の完全就労の理想実現のためにも、本法の成立は国民の期待するところといわなければならぬと存じております。

審議会の構成、運用、その他政令に譲つておりますところの事務局機関の運営につきましては、特に政府は留意いたしまして適切な処理を講ぜられるよう要望いたしまして、本案に賛成の意を表する次第でござります。(拍手)

O副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

O副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第六、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

農林委員会理事薬師神岩太郎君。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設(以下「農地等」という。)の災害復旧事業を行ふ者に対し、その災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

一 かんがい排水施設
二 農業用道路

三 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

この法律で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

一 林地荒廢防止施設

二 林道

この法律で「漁港施設」とは、漁業の根拠地となる水域及び陸域内にある施設であつて、左に掲げるものをいう。

一 外かく施設

二 けい留施設

三 水域施設

この法律で「災害」とは、暴風、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害をいう。

この法律で「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかる農地等を原形に復旧することを目的とするものうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

この法律で「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかる農地等を原形に復旧することを目的とするものうち、一箇所の工事の費用が五十万円以上のものは、この法

律の適用については、災害復旧事業とみなす。

前二項の場合において、一の施設について災害にかかる箇所が五十メートル（漁港施設にあっては二十メートル。以下同じ。）以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに一の施設について災害にかかる箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事又は二以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事を二以上あるものについては、この限りでない。

前二項の場合は、当該工事を施工する者が二以上あるものについては、この限りでない。

前二項の場合は、当該工事を施工する者が二以上あるものについては、この限りでない。

前二項の場合は、当該工事を施工する者が二以上あるものについては、この限りでない。

四 漁港施設に係るもの

都道府県又はその機関の維持管理に属する施設に係るもので当該都道府県が施行するもの

市町村、特別地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一條に規定するもの）の機関又は水産業協同組合（以下「市町村等」という。）の維持管理に属する施設に係るもので当該市町村等の施行するもの

市町村、特別地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一條に規定するもの）の機関又は水産業協同組合（以下「市町村等」という。）の維持

市町村、特別地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一條に規定するもの）の機関又は水産業協同組合（以下「市町村等」という。）の維持

当該災害復旧事業の事業費の十分の六。

当該災害復旧事業が当該災害復旧事業のうち、その筆における事業につき当該市町村等に対して行う補助金の交付又は市町村等の負担金の免除の額のその事業費に対する比率とあわせて十分の十をこえる場合は、そのこえる部分を減じた比率。

当該災害復旧事業の事業費の十分の四。

当該災害復旧事業が当該災害復旧事業のうち、その筆における事業につき当該市町村等に対して行う補助金の交付又は市町村等の負担金の免除の額のその事業費に対する比率とあわせて十分の十をこえる場合は、そのこえる部分を減じた比率。

第八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で決める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 昭和二十一年に発生した南海震災及び昭和二十二年に新潟県において発生した融雪地すべりによる農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する昭和二十五年度における補助の比率については、第三條の規定にかかわらず、左の区分によるものとする。

災害別	県別	災害を受けた種目別	
		農地	農業用施設
南海震災	高知	十分の八・五	十分の九
	和歌	十分の八	十分の八・五
	徳島	十分の七・五	十分の八・五
	三重	十分の七・五	十分の八・五
	香川	十分の九	十分の八・五
	高瀬	十分の九	十分の八・五

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔薬師神岩太郎君登壇〕

○薬師神岩太郎君 ただいま議題と相なりました。内閣提出、農林委員会付託にかかる農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

本法案は、現在政令をもつて実施いたしておりますが、その他の事項を立法化いたしましたのであります。その要点は、一箇所の工事費十五万円以上のものを補助の対象とし、直接災害によらないものはこれから除外し、また都道府県知事は、補助金の交付を受け工事を行う者に対し調査を行ひまたは報告を求める等必要な指示をなし得るようになります。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしまます。本案を委員長の報告の通り決する。〔賛成の諸君の起立を求めます。〕

〔賛成者起立〕

〔副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長(岩本信行君) 地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

署名簿の署名に關し異議があるときは、関係人は、第二項の規定による総覽期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し立てることができる。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。

この場合において、その申立を正當であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申立を正當でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

第七十四条の次に次の三條を加えます。

公表に關し必要な事項は、條例でこれを定めなければならない。

前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを適用する。但し、法令又は條例に特別の定があるときは、この限りでない。

第七十四条の次に次の三條を加えます。

市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による総覽期間内に關係人の異議の申立がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿に記載された者であることの証明を求めなければならない。

この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名に關し第六条の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十日以内に都道府県の選挙管理委員会に訴願することができる。

市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に關し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。

第七項の規定による訴願の裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出訴することができる。

訴願の裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選舉管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写しを関係市町村の選舉管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選舉管理委員会は、直ちに條例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。署名簿の署名に関する争訟については、訴願の裁決は訴願を受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならない。

第七四條の三 條例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。一 法令の定める成規の手続によらない署名二 何人であるかを確認し難い署名

前條第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申立てがあつた署名で市町村の選舉管理委員会がその申立てを正当であると決定したものは、これを無効とする。市町村の選舉管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

第一百條第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定

による関係人の出頭及び証言にこれを準用する。

第七四條の四 條例の制定又は改廃の請求者の署名に関しては、署名権者又は署名運動者に対する暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引した者、交通若しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法を以て署名の自由を妨害した者、又は署名権者若しくは署名運動者又はその関係ある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威逼した者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

條例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

條例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第七四條の四 條例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。一 法令の定める成規の手続によらない署名二 何人であるかを確認し難い署名

前條第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申立てがあつた署名で市町村の選舉管理委員会がその申立てを正当であると決定したものは、これを無効とする。市町村の選舉管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

第一百條第二項、第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定

同條第三項中「長」の下に「並びに關係のある選舉管理委員会、教育委員会その他の法令又は條例に基く委員会又は委員」を加え、「第七四條第五項」を「第七四條第四項」を「第七四條第四項」に改め、「その総数の五十分の一の数に」を「第七四條の二乃至第七四條の四の規定に」に、「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第七六條第四項中「その総数の三分の一の数に」の下に「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第七七條中「報告しなければならない」の下に「その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。」を加える。

第七八條中「前條の公表の日において」を削る。

第七九條第四項中「その総数の三分の一の数に」の下に「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第七十條第四項中「その総数の三分の一の数に」の下に「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、前項の規定による請求者の署名に」を加え、「前項の場合に」を削り、「前項の請求に」に改める。

第一百一十八條第五項の規定は、前條第三項の規定による議決についてこれを準用する。

第七九條第一項及び第九十九條第一項中「当該普通地方公共団体の長」の下に「選舉管理委員会、監査委員、公安委員会又は教育委員会その他の法令又は條例に基く委員会又は委員」を加える。

第一百五十九條第一項「第一都の長」の下に「選舉管理委員会、監査委員、公安委員会又は教育委員会その他の法令又は條例に基く委員会又は委員」を加える。

の事務所若しくはその出張所」に改める。

第一百五十九條第一項中「法律」の下に「又は条例」を加える。

第一百五十九條第一項「第一都の部中「五 経済局」を「四 経済局」に、「六 建設局」を「五 建設局」に「七 交通局」を「六 交通局」に改め、八(一) 交通に関する事項

一百二十條第三項の次に次の一項を加える。

第一百二十條第二項中「定例会は、」の下に「都道府県にあつては毎年四回以上、市町村にあつては」を加える。

第一百一十九條第五項中「不不服がある者は、」の下に「決定のあつた日から二十一日以内に」を加える。

第一百二十一条中「及び教育委員会の委員」の下に「その他の法令又は條例に基く委員会の代表者又は委員」を加える。

第一百二十二條中「若しくは監査委員」を「及び教育委員会その他の法令又は條例に基く委員会又は委員」に改める。

第一百二十三條中「第六十八條第一項若しくは第六十八條第一項若しくは前條」を「第六十八條第一項若しくは第六十八條第一項若しくは第二項」に改める。

第一百二十四條中「第六十八條第一項又は前條」を「第六十八條第一項若しくは第六十八條第一項若しくは第二項」に改める。

第一百二十四條第一項中「その議決の日」を「その送付を受けた日」に改め、同條第二項中「この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに條例の告示その他必要な措置を講じなければならない。」を削る。

第一百五十九條第一項中「当該普通地方公共団体の長は、十日以内に議会を解散することができる。」を直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地

會その他の法令又は條例に基く委員会又は委員」を加え、「第七四條第五項」を「第七四條第四項」に改め、「その総数の五十分の一の数に」を「第七四條の二乃至第七四條の四の規定に」に、「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第七六條第四項中「その総数の三分の一の数に」の下に「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第七七條中「報告しなければならない」の下に「その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。」を加える。

第七八條第一項及び第二項中「その総数の三分の一の数に」の下に「第七四條の二乃至第七四條の四の規定に」に、「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第一百五十九條第一項中「支所」の下に「又は出張所」を、「第二項中「区の事務所」の下に「又は必要があると認められる署名を求めることができる期間の経過後に署名を求めた者は、一万円以下の罰金に処する。」を加える。

第七五條第一項中「及び当該普通地方公共団体の長」を「並びに当該普通地方公共団体の長」に改め、「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第一百五十九條第一項中「支所」の下に「又は出張所」を、「第二項中「区の事務所」の下に「又は必要があると認められるとき」はその出張所」を加え、「第四項中「又は支所若しくは区の事務所」を、「支所若しくは出張所又は区

委員会、教育委員会その他の法令又は條例に基く委員会又は委員」に改め、「第七四條第五項」を「第七四條第四項」に改め、「その総数の五十分の一の数に」を「第七四條の二乃至第七四條の四の規定に」に、「第七四條の二乃至第七四條の四の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。」に改める。

同條第二項を次のように改める。

議会において当該普通地方公共

団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において

再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対する旨の通知があつたときは、

普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

六條第二項」を「第一百八條第五項」に改める。

第一百九十九條第四項の次に次の二項を加える。

監査委員は、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、貸付金その他の財政的援助を與えているもの

の出納その他の事務の執行を監査

することができる。

第一百八十三條第四項中「第一百七

十條第二項」を「第一百八條第五項」に改める。

第一百九十九條第四項の次に次の二

項を加える。

監査委員は、當該普通地方公共

団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散することができる。」に改める。

第一百一十七條第三項中「議会又はその常任委員会」を「議会の常任委員会又は特別委員会」に改める。

第一百一十五條第三項中「手取料」の下に「及び延滞金」を加える。

第一百三十八條に第一項として次の二項を加える。

第二百三十八條に第一項として次の二項を加える。

同條中「予算は、普通地方公共団体の議会の議決を経た後、直ちに」を「普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを」に改める。

第二百四十四條の次に次の二條を加える。

第二百四十四條の二 出納長又は收入役その他普通地方公共団体の職員が法令の規定に基いて保管する現金又は物品を亡失又は損失した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体の長は、監査委員の監査の結果に基き、期限を定めてその損害を賠償させなければならぬ。但し、出納長又は收入役その他普通地方公共団体の職員が避けることのできない事故に因ること又は物品を当該普通地方公共団体の職員の使用に供した場合において合規の監督を怠らなかつたことを証明したときは、当該普通地方公共団体の長は、これら九十九条第一項に「又は訴願の裁決」を、「その申立の下に「又は訴願」を、「決定」の下に「又は裁決」を加える。

附 則
1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。
2 地方自治法第一百五十八條第一項の規定による都道府県の局部で同條第一項又は第三項の改正規定により存置させることができなくなつたものは、この法律施行の日から九十日以内に限り、存続させることができる。

3 都道府県知事は、昭和二十四年五月三十一日現在において、通商産業局出張所の所掌に属する事務及び道路運送監理事務所の所掌に属する事務でこの法律施行の際現にその権限に属するものを分掌させることのため、改正後の地方自治法五百八十八條第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかるわらず、当分の間、條例で事務所を置くものとする。

4 前項の事務所の位置、名稱その他の必要な事項は、條例で定めなければならない。

5 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百七十九号)の一部を次のように改める。

第六章第十一節を次のように改める。

附則第一條第九項中「地方自治法」の下に「第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する規定によつてのみこれを争うことができる。

同法を「投票に」の下に「同法」に改める。

第二百五十七條第一項中「三十日以内に」の下に「訴願の裁決は、訴願を受理した日から九十日以内に」を加え、同條第二項中「異議の決定」の下に「又は訴願の裁決」を、「その申立の下に「又は訴願」を、「決定」の下に「又は裁決」を加える。

6 改正後の地方自治法第二百五十五条の二(地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百七十九号)附則第二條第九項において準用する場合を含む。)に規定する争訟で、この法律施行の際に裁判所にかかるべきものには、同條の規定にかかわらず、なまに前例によるものとす。

7 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

8 地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

9 地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第七十五條第一項及び第三項の改正規定中「選舉管理委員会」の下に「公安委員会」を加える。

(2) 第百二條第二項の改正規定に関するもの削除。

(3) 第百二十一條の改正規定に関するもの削除。

(4) 第百七十八條第二項の改正規定に関するもののうち「同條第一項」を「同條第二項及び第三項」に改め、同條第二項の改正規定の次に「書記は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。」の命を受け議会の庶務を掌理する。事務局長、書記長及び書記は、議長が選任する。

(5) 第百四十四條の改正規定に関するもの削除。

(6) 第百七十八條第二項の改正規定に関するもののうち「同條第一項」を「同條第二項及び第三項」に改め、同條第二項の改正規定の次に「前二項の規定による不信任の議決については、議員數の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならぬ。」の

- (8) 安委員会」を加える。

(9) 第百九十九條の改正規定に関するものに次のように加える。
第百四條第一項中「議会」の下に「事務局長、」を加える。

(10) 月一日」を昭和二十五年五月一日に改め、同項に次の但書を加える。
但し、附則第八項の規定は、昭和二十五年四月三十日から適用する。

(11) 附則第三項中「通商産業局出張所の所掌に属する事務及び」を削る。

(12) 附則第五項を次のように改める。附則第五項を次のように改める。

5 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二條第五項を次のように改めること。

第三項の投票において有効投票の三分の一以上の同意があつたときは、委員会は、都道府県知事及び都道府県の議会に報告し、都道府県知事は、当該報告に基き第六項に定める期間の経過後に市町村の隣置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

同條第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を第七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

都道府県の議会に前項の報告があつた日から三十日以内

に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上の多数でこれに同意すべきでないとの議決があつたときは、都道府県知事は、市町村の廢置分合又は境界変更を定めることができない。

同條第十項中「政令で特別の規定をするものを除く外、」の下に、「地方自治法第七十四條の一に

開始している請求に係る市町村の廢置分合又は境界変更について、改正後の同條の規定に基いて、あらたな請求をすることを妨げるものと解してはならない。

8 公職選舉法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のよう改訂する。

本法律案は、昨年十一月十五日、本委員会に付託せられ、同月二十日第一回の委員会を開いてから慎重審議を重ね、地方自治の強化、すなわち法制上並びに運用上における地方公共団体の自主性と、中央の干渉排除等の問題をめぐつて盛んに質疑応答が繰返されたのであります。が、本法律案は、その目的とするところが前に述べたごとく、そ

の立場が強きに過ぎると思われますから、この場合は出席議員の過半数をもつて足りると修正しようとするのであります。

修正の第四点は、いわゆる戦時中に合併した市町村の分離に関するものであります。昭和二十三年法律第七百七十九号地方自治法の一部を改正する法律の附則第二條に定められた手続、すなわち関係住民の投票に付し、その過半数の同意を得たものは、当該都道府県

に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上の多数でこれに同意すれば、できないとの議決があつたときには、都道府県知事は、市町村の廃置分合又は境界変更を定めることができない。

同條第十項中「政令で特別の定をするものを除く外、」の下に「地方自治法第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は、第二項の規定による請求者の署名に、」を、「投票に」の下に「地方自治法第二百五十五条の二の規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に」を加える。

附則第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を第九項とし、附則第七項を第十項とし、附則第五項の次に次の三項を加える。

この法律施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）

附則第二條第一項の規定に基づき、その手続を開始している請求については、改正後の同條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

前項の規定は、この法律施行の際現に、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二條第二項の規定に基く請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更で改正前の同條第五項の規定により当該都道府県の議会の決議において出席議員の過半数の同意が得られなかつたもの又は同條第二項の規定に基きその手続を逐一具体的に述べますことは煩雑で

(13)

あるものと解してはならない。第三條の規定による地方自治法第一百二十九条及び第一百四十四条の改正規定中「裁決若しくは」を「裁決又は」に改め、「又は前條の規定による決定若しくは判決」を削る。

第三條の規定による地方自治法第一百二十九条及び第一百四十四条の改正規定中「裁決若しくは」を「裁決又は」に改め、「又は前條の規定による決定若しくは判決」を削る。

8 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二十五年法律第百一号）の一部を次のようにより改正する。

第三條の規定による地方自治法第一百二十九条及び第一百四十四条の改正規定中「裁決若しくは」を「裁決又は」に改め、「又は前條の規定による決定若しくは判決」を削る。

○大泉寛三君 大だいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案に関する、地方行政委員会の審議の経過並びに結果につきその概要を御報告申し上げます。

政府の提案にかかる本法案の目的とするところは、地方公共団体の自主性及び自律性を徹底するとともに、さらには地方自治の運営における公正と効率とを確保しようとするにあるのであります。これのために、地方自治運営の現状にかんがみ、地方公共団体における直接請求の手続、地方議会の運営等の整備並びに地方公共団体の事務処理機構の刷新及び監査機能の強化をはかる等の措置を講じようとするものであります。

その内容といいたします事項は広汎であつて、かつ複雑多岐にわたり、しかも事務手続に関することが多く、これ

すぎますので、その詳細はあげて委員会の記録に譲りたいと思います。本法律案は、昨年十一月十五日、本委員会に付託せられ、同月二十日第一回の委員会を開いてから慎重審議を重ね、地方自治の強化、すなわち法制上並びに運用上における地方公共団体の自主性と、中央の干渉排除等の問題をめぐつて盛んに質疑応答が繰返されたのであります。が、本法律案は、その目的とするところが前に述べたごとく、その主眼点はおおむね妥当であると認められたのであります。しかしながら、本委員会といたしましては、本案に対し修正を加える必要を認めましたので、次のような修正案を作成いたしました。

すなわち修正の第一は、都道府県の議会の定例会に限り政府の改正案が毎年四回以上と改めようとするものと、地方行政における議会の重要性にかんがみ、なお現行法通り六回以上とすることであります。

修正の第二は、地方議会事務局の法制化であります。すなわち、地方制度の変革に伴い、とみに重要性を加えました地方議会の地位と使命とにかんがみ、その機能を遺憾なく發揮させるため、事務局の整備及びその法的基礎の確立は必要なりと認められますので、すでに事實上存する地方議会の事務局を明示しようとしますのであります。

修正の第三は、都道府県または市町村の議会が、知事または市町村長の不足数に関するものであつて、一たびこれららの長が不信任の議決を受けて議会を解散した後、初めて招集された議会において、再び不信任の議決をする場合にも、なお出席議員の四分の三以上との者の同意を要するといふのは、住民の代表である議会に対抗して、理事者

修正の第四点は、いわゆる戦時に合併した市町村の分離に関するものであります。昭和二十三年法律第百七十九号地方自治法の一部を改正する法律の附則第二條に定められた手続、すなはち関係住民の投票に付し、その過半数の同意を得たものは、当該都道府県議会の議決を経て、と、いう手続に変更を加えようとするのであります。すなはち、本法が当初制定された立法の精神並びにその施行後地方における本法運用の実情にかんがみまして、関係住民の投票において民意の真正、的確を期するため、有効投票の三分の二以上の同意を得ることを要するように改めるとともに、その同意があつたときには、選舉管理委員会は、このことを都道府県知事及び都道府県の議会に報告することとし、議会は関係住民の意を尊重する建前から、この報告があつた日から三十日以内に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上で、これに同意すべきでないとの議決があつたときに限り、都道府県知事は市町村の廃置分合または境界変更を定めることができないこととし、右の法定期間内に右の議決がない場合は、市町村の廃置分合または境界変更を定め、内閣総理大臣にて、なお裁定の例によることとする旨の経過規定を設け、地方における混乱を防止したのであります。

日としたこと、公安委員会の重要性にかんがみ、法規中に教育委員会等例示してある場合に、公安委員会もその他の委員会中に含ましめないでこれを明示することとし、及び公職選挙法の施行その他制度法規の改廃によつて生じた関係條項に対する必要な改正を加えることなどの修正をしようとするものであります。

以上、本案並びにこれに対する修正

以上一本多岐に亘れば如何と申すが、本件は案の概要について申し述べました。

ただちに討論に入り、採決の結果、修正可決の議決を得たのであります。本法の施行期日及び附則第二條の戦時中合併した市町村の分離手続に関する修正についてさらに変更を加える必要が生じましたので、四月三十日、本法案を再議に付することを議決し、その結果、五月一日、委員会において再議に付し、修正案について質疑を行ない、採決の結果、修正可決の議決を得たのであります。

法案の実施にあたつては、関係當局からその運用について十分遺憾なきよう対処することを要望する旨の発言があり、さらに地方自治の拡充と行政の簡素化の徹底を期するために、政府はその地方出先機関を都道府県に委譲し、都道府県はその地方事務所をそれべく整理統合することが必要と認められるから、すみやかにその実施を要望する旨の陳述があり、本委員会はこれを了承いたしましたことを、ここに御報告申し上げます。

以上をもつて本法案に対する地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたしました。(拍手) ○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。大矢省三君。

〔大矢省三君登壇〕

さうにもう一つは、これは世界中の議会制度において、かかるつづけいな、ナンセンスなことがあるのであります。ましよか。一体、議会政治といふのは多数決であります。この多数決の原理に従つてやるということは、これは常識上、小学校のいわゆる模擬議会においてもちゃんと知つておる（四分の三とあるじやないか）と呼ぶが、それは書いてある。字句でないのだ。すなはち四分の一の賛成があれば、その結果がここに効力を発するのであります。先ほど行われたところの不信任決議案も、四分の一あればそれじや通るのか。こういうことが、もしこの本会議で決定されて施行されますならば、おそらくこれに賛成した諸君は、私は府県会議員の嘲笑を買うと思います。しかも一つの汚点を残すのであります。こういうことが、一体多数決の原理として――しかも四分の一の賛成によって効力を発するといふのはアーヴィングであります。議会は必要ない。こういうことを一休平気で行わんとするところに、私どもはこの貴重な時間をかりて反対せざるを得ないところの問題があるのであります。（拍手）

どうか私は、本国会の名譽と權威のために、よろしく大多数であるところの與党的自由党の諸君はこれを撤回され、あらためてその四分の一といふところを削つて出されんことを單にこれは多数を擁して可決するところの人々のためではない。本国会の名譽のために、私はぜひともそういうことを強く希望いたしまして、私の討論を終る次第であります。

○河原伊三郎君 私は、自由党を代表して、たゞいま議題となつておりますが、地方自治法の一部を改正する法律案対し、委員長の報告に賛成の討論をいたしました。本法案は、さきに本院を通過した地方税法案とともに、地方自治の確立と自治運営の健全化をはかるものであります。が、委員長報告は筆頭さりに一歩を進めたものであり、地方の要望をよく取入れたものであります。双子手あげて賛成するゆえんであります。普通、地方公共団体の長の不信任案通過にかかる議会解散によつて生れた新なる議会におきまして、再びその団体の長の不信任決議をなす場合においても、三分の一以上出席と、出席議の四分の三の賛成がなければ不信任が成立しないというのが現行法であります。政府原案は、これをそのまま見送ついたのであります。が、かくのことをいは、いたずらに当局を不当にかばつゝ民意を軽んずるものであり、委員長報告はこれに明快なる斧鉄を加えまして、すつきりとした民主政治の軌道に乗せたがごときその一例であります。

論は、われべくのとらざるところであつて、理論と現実とを巧みに調和して行くところに政治の妙味があり、健全なる進歩がもたらされると確信するものであります。

ことに人民の直接投票の後の都道府県議会の議決無用論を社会党の代表者から承るといふことは、まことにもつて意外千万に感ぜざるを得ないであります。大体現行法は、都道府県議会の普通の議決、すなわち多數決による議決をもつてこの住民の意思に反する措置がとられることがなつております。この現行法、法律第百七十九号は、いついかにしてできたのであるか。三派連立内閣の有力なる與党として社会党がはなやかに御活躍の昭和二十三年七月二十日に生れたことを思ひ起していただきたいのであります。これに比して、委員長報告は、はるかに飛躍的であり、また各種の條理をよく參照して、きわめて民主的にかつ実情的にできておりまして、私が双手をあげて賛成するゆえんであります。

最後に、委員長報告は、地方議会積年の宿望であつたところの事務局の法制化を明確にうたつておりますが、これは必ずや地方議会に好刺激を與え、わが国民主政治の基盤たる地方自治は飛躍的前進をなすことを確信するものであります。

以上の理由によりまして、私は委員長の報告に全幅の賛意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 池田峯雄君。

〔池田峯雄君登壇〕

○池田峯雄君 共産党は、この法案の原案並びに修正案に対して反対するものであります。

住民投票、すなわち戦時中に合併されたものの復元に関する住民投票、こ

ういつたような措置について、大分論争があるようあります。この点につきましては、住民の意思を十分尊重するという建前から、いかなる制限も加うべきでないと信ずるのであります。そういう建前から修正案に反対いたすものであります。

そのほかに、この改正案には非常に重大な問題が含まれておるのであります。すなわち第一に、この改正案によりますと、直接請求という憲法で保障された民主的な住民の権利を非常に制限することに改正されるのであります。むしろ署名運動のことを煩わしき手段をとらないで、住民の意思を自由に発表する村民大会であるとか、町民大会であるとか、こうじうところに表現された住民の意思を、これをただちに当局が実行しなければならないというふうにすべきにもかかわらず、直接請求の措置をどんどん制限して行く。すなわち、選挙管理委員会が一々署名者を呼び出して、これはお前がほんとうに書いたのか、あるいはまたおどかされて書いたのではないか、あるいはだれかに利益を提供されて書いたのではないか、こういうことを一々署名者に問いただす。しかもこれが偽証罪をもつて威嚇する。——自由党の方は、たいへん偽証罪がすきでござります。こういう偽証罪をもつて一々おどかして、そうして住民の自由なる意思を妨害するものであります。

さらに、署名の自由を妨害した者等

に対しても、四年以下の懲役あるとい

て七万五千円以下の罰金に処するとい

うような規定が設けられておりますが、今まで、リコールなどの運動は、直

接、間接、威圧、妨害のうちに行われて來たものであります。保守勢力対民主勢力、あるいは地主勢力対農民勢

力というような明瞭な形に發展した場合、警察や裁判所は一体だれの側に立つかといいますと、大部分これは保守勢力の側に立ちまして、民主勢力を彈圧しているのであります。従つて、罰則は表面上自由なる署名を擁護するがごとくでありますけれども、實際にはまつたく適用されることになるであります。

さらに、成規の手続によらない署名を求めた者は一万円以下の罰金に処するということは、一体何事であるか。成規の手続によらない署名運動は、こらはもとより無効なのである。そういう署名運動を一万円以下の罰金に処すことは、これは請願や歎願等にもひととしい署名運動すらこれを禁止せんとするものではあります。直接請求の結果に対しては、今まで條例の改廃等の要求が非常に出ておりますけれども、大部分却下されているのが実情であります。このことは、いざかに住民の意思が不適に躊躇されてしまうものであります。

直接請求の結果に対する、今までの最終判決があるので、順調に行つて九箇月を要するのであります。この九箇月の間、解職請求された首長は、悠然と時期を待つことができる。こんなリコールが何になるか。これは事実上、直接請求の禁止的弾圧である。憲法によると、直接請求につきましては、地方税あるいは使用料、手数料等の賦課、徵收に関するものについて直接請求ができないということになります。ところが地方の住民にとりまして、直接請求して住民の利益を認めさせたいものは、この税金の方の関係であります。が、その税金の関係を無視して、売國政府の明瞭なる出光機関、弾圧と奪奪の機関たらしめようとし、そのための強化をはからんとしていることが明瞭であります。

かよな意味において、私はこの法案に絶対反対するものであります。(拍手) ○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告をもつて、審議の請求について見ます

に、異議の申立て、訴訟、訴願をやつております。その理由は、これは自筆ではない、偽筆だといふことがその口実になつておるのであります。その異議は表面自由なる署名を擁護するが

ことと見ておりません。そのため、申立て期間中、首長のいすを守りながら、権力をもつて切りくずしをやるというのが常套手段であります。茨城県

に、異議の申立て、訴訟、訴願をやつております。その理由は、これは自筆ではない、偽筆だといふことがその口実になつておるのであります。その異議は表面自由なる署名を擁護するが

ことと見ておりません。そのため、申立て期間中、首長のいすを守りながら、権力をもつて切りくずしをやるというのが常套手段であります。茨城県

に、異議の申立て、訴訟、訴願をやつ

ます。

(賛成者起立)

報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は委員長報告の通り決しました。

2 昭和二十六年度以降においては、別に法律をもつて恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による恩給、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれまでの規定による退職手当及びこれに準ずる退職給付を総合する新たな恒久的退職給付制度を制定実施するものとし、前項但書の規定により支給するものを除き、その法律によらなければ、いかなる退職給與も支給されることがない。

3 昭和二十七年三月三十一日まで、なお、その効力を有する。

○副議長(岩本信行君) 記事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長(岩本信行君) 申立て出

3 この法律は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。但し、第十條の規定は、昭和二十七年三月三十一日まで、なお、その効力を有する。

○副議長(岩本信行君) 記事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長(岩本信行君) 申立て出

3 この法律の規定による退職手当は、昭和二十五年度予算として成り立った一般会計、各特別会計、日本事業公社及び日本国有鉄道の歳出予算並びに公团等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)により国会の議決を経た歳出予算によつて俸給(これに相当する給與を含む。以下同じ。)が支給される職員(以下「職員」という。)が退職した場合にはその者、死亡した場合にはその遺族に支給する。

○副議長(岩本信行君) 第二章 一般的退職手当(第十四条)

第一條 総則(第一條・第二條)

第二章 一般的退職手当(第三條・第八條)

第三章 特別の退職手当(第九條・第十條)

第四章 雜則(第十一條・第十四條)

第一條 総則

附則

第一條 この法律は、昭和二十五年

第一條 この法律は、昭和二十五年

第三條 第四條に掲げる事由以外の事由に因り退職した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に左の各号の定めるところによつて計算した日数を乗じて得た額と

第一号又は第三号の規定に該当しない者にあつては、その勤続期間に応じ左の区分によつて計算した日数

イ 勤続期間十年以下の部分については、一年につき二十日

ロ 勤続期間十年をこえる部分については、一年につき十六日

(定員の改廃による退職等の場合)

第四條 左に掲げる事由に因り退職

二 恩給法の規定(日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十條第一項及び日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十六條第一項において準用する場合を除く。)による恩給(公務のための傷い、疾病による恩給及びこれと併給される恩給を除く。)の支給を現に受けべき者にあつては、前号の規定による日数から恩給法上の公務員としての実勤続在職年一年につき十日の割合で計算した日数を控除した日数

三 国家公務員共済組合法の規定(日本専売公社法第五十一條第一項及び日本国有鉄道法第五十七條第一項において準用する場合を除む。)による退職給付又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)によるこれに相当する給付の支給を現に受けべきものにあつては、第一号の規定による日数から退職給付を受べべき組合員又はこれに相当する給付を受くべき船員保険法の被保險者としての実勤続期間一年につき七日(実勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえる部分一年につき十日の割合で計算した日数を控除した日数)

(定員の改廃による退職等の場合)

第七條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職

した者に対する退職手当の額は、その者の俸給日額に前條の規定により計算した日数に勤続期間一年につき九日(勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえる部分一年につき十日)の割合で計算した日数を加えた日数を乗じて得た額とする。

一定員若しくは組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過負を生じたため退職した場合

二 停年制による停年に達したため又は満六十歳をこえて退職した場合

三 傷い、疾病に因りその職に堪えず退職した場合

四 前各号に掲げる事由以外の事由に因り本人の意に反して退職した場合

五 在職中に死亡した場合

第六條 職員の退職が前項第一号に掲げる事由に該当するかどうかは、その都度、闘議で決定する。

第五條 前條に掲げる事由に因り退職した者の退職手当の額がその者の退職又は死亡(當時における俸給扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。)による退職給付又は船員保険法(昭和二十四年法律第七十三号)によるこれに相当する給付の支給を現に受けべきものにあつては、第一号の規定による日数から退職給付を受くべき組合員又はこれに相当する給付を受くべき船員保険法の被保險者としての実勤続期間一年につき七日(実勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえる部分一年につき十日の割合で計算した日数を控除した日数)

二 第四條及び第五條の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 日日雇い入れられる職員(前條第二項の規定により一日以上日日雇い入れられる職員が一日のうちで二十二日以上使用された場合においては、前項の規定の適用については、引き続いて在職したものとみなす。)

2 日日雇い入れられる職員が一日のうちで二十二日以上使用された場合においては、前項の規定の適用については、引き続いて在職したものとみなす。)

三 季節的業務に従事するため四月以内の期間を定めて職員となつた者)所定の期間をこえて引き続いて在職するに至った者を除く。)

二 二月以内の期間を定めて職員となつた者)所定の期間をこえて引き続いて在職するに至った者を除く。)

三 在職期間のうちに左の各号に掲げる事由に該当するかどうかは、そ

一 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一條に規定する軍人軍属としての在職期間

二 退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間を計算する場合においては、一年未満の端数は、切り捨てる。但し、その勤続期間六月以上一年未満の者については、一年とする。

(退職手当の支給制限)

四 試みの使用期間中の職員(十四日をこえて引き続き在職するに至つた者を除く。)

第三章 特別の退職手当(予告を受けない退職者の退職手当)

四 日の使用期間中の職員(十四日をこえて引き続き在職するに至つた者を除く。)

第五條 職員の退職が労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第二十條及び第二十一條又は船員法(昭和二十一年法律第四百四十九号)第四十六條第三條から第五條までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条の規定による失職(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

二 国家公務員法第七十六条の規定による失職(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

三 国家公務員法第九十八条第六項の規定に該当し退職させられた者又はこれに准ずる者

四 本條の規定による退職手当は、これららの規定による給與に相当する給與を含む。以下同じ。)は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給與の額に満たないときは、一般の退職手当の額を

第五條 第二條に規定する遺族(遺族の範囲及び順位)

第六條 第二條に規定する遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしないが、職

四 常勤を要しない者

二 第四條及び第五條の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。

一 日日雇い入れられる職員(前

第十條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日の翌日から起算して一年内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた退職手当の額がその者につき失業保険法(昭和二十三年法律第二百四十六号)の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)の百八十日分に相当する金額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の條件に従い退職手当として、公共職業安定所において支給する。

官報号外 昭和二十五年五月一日 衆議院会議録第四十六号 地方税法案に

卷之三

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この際暫時休憩いたします。

午後六時五十二分休憩

卷之三

午後九時四分開議

議長（幣原喜重郎君） 休憩前に引続

会議を開きます。

議長（鶴原嘉重郎君） たたいま參議
から、本院送付の地方税法案は同院に
一審を二審の重申二審とまつて

本章では、地方税法案について否決した旨の通知に接しました。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において否決した。よつてこ

に通知する
昭和二十五年五月一日

衆議院議長幣原喜重郎殿

山本猛夫君 憲法第五十九條第三項
及び国会法第八十四條第一項の規定に

より、地方税法案につき兩院協議会を
められることを望みます。

謙長幣原臺重郎君 山本君提出の
議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

議長（柳原喜重監督）　起立多数。よって両院協議会を求めることに決しました。

地方税法案両院協議会協議委員の選挙
議長(常原重記君) これより両院
議会協議委員の選挙を行います。

卷之三

議長		協議委員の選挙は、そ を省略して、議長においてただ 名されんことを望みます。		総理府事務官 高辻 正巳君	
(幣原喜重郎君)		山本君提出の 賛成の諸君の起立を求めます。		検事 岡咲 恕一君	
(賛成者起立)		（幣原喜重郎君） 起立多數。よ り議委員は議長において指名する まし。		政務次官 宮幡 靖君	
(星島二郎君)		（星島二郎君） 佐藤 繁作君		海上保安庁長官 大久保武雄君	
(周東英雄君)		（周東英雄君） 大村 清一君		電気通信事務官 野村 義男君	
(塚田十一郎君)		（塚田十一郎君） 菅家 喜六君		通商産業政務次官 宮幡 靖君	
(神田博君)		（神田博君） 石田 博英君		（朗説を省略した報告）	
(大村清一君)		（大村清一君） 倉石 忠雄君		（朗説を省略した報告）	
(菅家喜六君)		（菅家喜六君） 神田 博英君		（朗説を省略した報告）	
(石田博英君)		（石田博英君） 倉石 忠雄君		（朗説を省略した報告）	
(倉石忠雄君)		（倉石忠雄君） 神田 博英君		（朗説を省略した報告）	
(手招)		（手招） 原十時より本会議を開きます。		（朗説を省略した報告）	
(原十時より本会議を開きます)		（原十時より本会議を開きます）		（朗説を省略した報告）	
(午後九時七分散会)		（午後九時七分散会）		（朗説を省略した報告）	
席務大臣		（席務大臣）		（朗説を省略した報告）	
内閣総理大臣		（内閣総理大臣） 吉田 茂君		（朗説を省略した報告）	
外務大臣		（外務大臣） 林 譲治君		（朗説を省略した報告）	
厚生大臣		（厚生大臣） 森 幸太郎君		（朗説を省略した報告）	
農林大臣		（農林大臣） 大屋 普三君		（朗説を省略した報告）	
運輸大臣		（運輸大臣） 小澤佐重喜君		（朗説を省略した報告）	
建設大臣		（建設大臣） 鈴木 正文君		（朗説を省略した報告）	
郵政大臣		（郵政大臣） 篠谷 秀次君		（朗説を省略した報告）	
国務大臣		（国務大臣） 青木 孝義君		（朗説を省略した報告）	
國務大臣		（國務大臣） 樋貝 詮三君		（朗説を省略した報告）	
國務大臣		（國務大臣） 本多 市郎君		（朗説を省略した報告）	
國務大臣		（國務大臣） 増田甲子七君		（朗説を省略した報告）	
國務大臣		（國務大臣） 理事 金光 義邦君		（朗説を省略した報告）	
國務大臣		（國務大臣） 邦君去る四月二十九日委		（朗説を省略した報告）	

理事	多田 勇君	(理事多田勇 君去る四月二十九日委員 辞任につきその補欠)
常任委員の辞任を託可した。		
内閣委員		
金光 義邦君	小平 久雄君	
佐藤 親弘君	苦米地 英俊君	
中川 俊忠君	中村 純一君	
人事委員		
井上 知治君	多田 勇君	
地方行政委員		
大西 弘君	黒澤常次郎君	
高間 松吉君	船越 弘君	
文部委員		
厚生委員		
龍野喜一郎君		
大蔵委員		
通商産業委員		
田中 豊君	牧野 寛索君	
運輸委員		
片岡伊三郎君	本多 市郎君	
電気通信委員		
鈴木 正文君	坪川 信三君	
南 好雄君	飛嶋 繁君	
労働委員		
田中 萬範君	清水 逸平君	
経済安定委員		
江花 靜君	根本龍太郎君	
建設委員		
吉田吉太郎君	龍野喜一郎君	
藤枝 泉介君	林 讓治君	
吉武 惠市君		
予算委員		
柏原 義則君		
決算委員		
議院運営委員		
佐竹 新市君	岡村利右衛門君	
地方行政委員		
木村 公平君	塙田賀四郎君	
石野 久男君		

文部委員	大藏委員
淺香 忠雄君	坂田 道太君
龍野喜一郎君	若林 義孝君
田中不破三君	岡村利右衛門君
運輸委員	建設委員
井手 光治君	鈴木 正文君
鈴木 正文君	本多 市郎君
経済安定委員	井手 光治君
本多 市郎君	若林 義孝君
地方行政委員	瀬戸山三男君
江花 靜君	田上 知治君
田中 萬逸君	牧野 寛察君
坪川 信三君	根本龍太郎君
人事委員	藤枝 泉介君
小平 久雄君	井上 高間
厚生委員	清水 逸平君
通商産業委員	松吉君
大藏委員	吉田吉太郎君
文部委員	苦米地英俊君
澤谷委員	龍野喜一郎君
田中 豊君	中川 俊思君
電気通信委員	首藤 新八君
降旗 德弥君	中村 純一君
佐藤 一臣君	黒澤富次郎君
労働委員	吉武 惠市君
建設委員	大西 弘君
経済安定委員	本多 市郎君
金光 義邦君	

飛嶋	繁君	南	好雄君
多田	勇君	鈴木	正文君
林	譲治君		
予算委員			
決算委員			
黒澤富次郎君		塙田賀四郎君	
議院運営委員			
松井 政吉君			
地方行政委員			
大蔵委員			
文部委員			
岡村利右衛門君		中原 健次君	
木村 公平君		龍野壹一郎君	
若林 義孝君		坂田 道太君	
運輸委員		苦米地英俊君	
建設委員		田中不破三君	
本多 市郎君		浅香 忠雄君	
経済安定委員		鈴木 正文君	
瀬戸山三男君		井手 光治君	
井手 光治君		鈴木 正文君	
本多 市郎君		田中不破三君	
一、昨四月三十日議長において、次の 特別委員の辞任を許可した。		鈴木 正文君	
考査特別委員		一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨 の要求書を受領した。	
安部 俊吉君		稻田直道君外三十四名	
佐々木秀世君		一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	
田淵 光君		求書を受領した。	
一、昨四月三十日議長において、次の 通り特別委員の補欠を指名した。		都市建築物の不燃化の促進に關する 決議案 江崎鹿澄君外二十九名	
考査特別委員		一、昨四月三十日委員会に付託された 議案は次の通りである。	
青木 正君		国家公務員等に対する退職手当の臨 時措置に關する法律案 (内閣提出第 一九五号)	
麻生多賀吉君		商工会議所法案 (星島二郎君外八名 提出、衆法第三二号)	
前田 郁君		電力事業再編成に關する決議案 (苦 米地義三君外二十二名提出、決議第 二二号)	
一、昨四月三十日議員から提出した議 案は次の通りである。		一、昨四月三十日議長において、次の同 意した旨参議院に通知した。	
商工會議所法案 (星島二郎君外八名 提出)		弁護士法第五條第三号に規定する大 学を定める法律案	
都市建築物の不燃化の促進に關する 決議案 (江崎鹿澄君外二十九名提 出)		一、昨四月三十日参議院送付の次の同 意した旨参議院に通知した。	
吉田内閣不信任決議案 (野坂參三君)		院提出案を可決した旨参議院に通知 した。	

外三十五名提出)	吉田内閣不信任決議案 (苦米地義三 君外七名提出)
一、昨四月三十日参議院に送付した本 院提出案は次の通りである。	相続税法の一部を改正する法律案 一、昨四月三十日参議院に送付した内 閣提出案は次の通りである。
一、去る四月二十七日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨 の要求書を受領した。	地方自治法第百五十六條第四項の規 定に基き、海上保安監部及び海上保 安部の設置に關し承認を求めるの件 の要求書を受領した。
鉄道電化促進に關する決議案	会計検査院法の一部を改正する法律 案
稻田直道君外三十四名	地方自治法第百五十六條第四項の規 定に基き、海上保安監部及び海上保 安部の設置に關し承認を求めるの件 の要求書を受領した。
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨 の要求書を受領した。	会計検査院法の一部を改正する法律 案
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	政府に対する不正手段による支拂請 求の防止等に關する法律を廃止する 法律案
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	地方財政平衡交付金法案
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	児童福祉法の一部を改正する法律 案
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	予防接種法等による国庫負担の特例 等に關する法律案
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	水産業協同組合法の一部を改正する 法律案
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	一、昨四月三十日予備審査のため次の 本院議員提出案を参議院に送付し た。
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	商工会議所法案 (星島二郎君外八名 提出)
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	一、昨四月三十日参議院送付の次の同 意した旨参議院に通知した。
一、去る四月二十九日議員から次の議 案は委員会の審査を省略されたい旨の要 求書を受領した。	院提出案を可決した旨参議院に通知 した。

一、昨四月三十日参議院に送付した本 院提出案は次の通りである。	一、昨四月三十日次に本院提出案 (参 議院回付) に対する参議院の修正に 同意した旨参議院に通知した。
一、昨四月三十日次に本院提出案 (参 議院回付) に対する参議院の修正に 同意した旨参議院に通知した。	弁護士法第五條第三号に規定する大 学を定める法律案
一、昨四月三十日参議院送付の次の同 意した旨参議院に通知した。	一、昨四月三十日参議院送付の次の同 意した旨参議院に通知した。
院提出案を可決した旨参議院に通知 した。	院提出案を可決した旨参議院に通知 した。
社会福祉、主事の設置に關する法律 案	

八一四二「監置等」、「監置」

衆議院会議録第三十七号中正誤

定価一部六田五十錢
送料
支
費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一印
振替東京一九〇〇〇官報課